

令和4年第1回定例会（6月議会）
産業観光委員会（分科会）
会議の概要

書記 伴 藤 崇 録

招集年月日時 令和4年5月27日（金曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 産業観光委員会室

本定例会（6月議会）における案件（委員会）

1 議案第113号

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例の
一部を改正する条例案

2 陳情第5号

女性トイレの維持及びその安心安全の確保につ
いて

3 付託案件以外の所管事項

本定例会（6月議会）における案件（分科会）

1 議案第108号

令和4年度秋田県一般会計補正予算（第2号）
（観光文化スポーツ部及び産業労働部の関係部
門）

2 議案第129号

令和4年度秋田県一般会計補正予算（第3号）
（観光文化スポーツ部及び産業労働部の関係部
門）

令和4年5月27日（金曜日）

本日の会議案件

1 会議録署名員の指名

2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	高橋 武 浩
副委員長	鈴木 真 実
委員	佐藤 賢一郎
委員	近藤 健一郎
委員	三浦 茂 人
委員	石川 ひとみ
委員	松田 豊 臣

書 記

議会事務局議事課	伴 藤 崇
議会事務局政務調査課	保 坂 小 春
観光文化スポーツ部観光戦略課	木 村 裕 介

産業労働部産業政策課 木 村 高 志

会議の概要

午前10時50分 開議

出席委員

委員長	高橋 武 浩
副委員長	鈴木 真 実
委員	佐藤 賢一郎
委員	近藤 健一郎
委員	三浦 茂 人
委員	石川 ひとみ
委員	松田 豊 臣

説明者

観光文化スポーツ部長	石 黒 道 人
観光文化スポーツ部次長	
観光文化スポーツ部次長	岡 部 研 一
観光文化スポーツ部次長	菅 生 淑 子
食品産業振興統括監	
（兼）総合食品研究センター所長	柴 田 靖
インバウンド推進統括監	
益 子 和 秀	
観光文化スポーツ部参事	
（兼）観光振興課長	佐々木 一 生
観光戦略課長	佐々木 重 夫
産業労働部長	佐藤 徹
産業労働部次長	石川 定 人
産業労働部次長	
（兼）産業技術センター副所長	齊 藤 耕 治
新エネルギー政策統括監	
阿 部 泰 久	
産業政策課長	仲 村 陽 子

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、新任の委員会担当書記を紹介します。議
会事務局議事課、伴藤崇書記。同じく政務調査課、
保坂小春書記。併任書記、観光戦略課、木村裕介書
記。以上であります。

次に、新任の執行部説明者の紹介をお願いします。

観光文化スポーツ部長

【新任の説明者を順次紹介】

産業労働部長

【新任の説明者を順次紹介】

委員長

次に、会議録署名員を指名します。第1回定例会6月議会を通しての会議録署名員には、佐藤委員、三浦委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。審査日程案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

本日はこれをもって散会し、6月7日火曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、観光文化スポーツ部関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午前10時54分 散会

令和4年6月7日（火曜日）

本日の会議案件

1 分科会会議録署名員の指名

2 議案第108号

令和4年度秋田県一般会計補正予算（第2号）
（観光文化スポーツ部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）

3 議案第129号

令和4年度秋田県一般会計補正予算（第3号）
（観光文化スポーツ部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）

4 観光文化スポーツ部の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	高橋武浩
副委員長（副会長）	鈴木真実
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦茂人
委員（分科員）	石川ひとみ
委員（分科員）	松田豊臣

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	保坂小春
観光文化スポーツ部観光戦略課	木村裕介
産業労働部産業政策課	木村高志

会議の概要

午前10時55分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	高橋武浩
副委員長（副会長）	鈴木真実
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦茂人
委員（分科員）	石川ひとみ
委員（分科員）	松田豊臣

説明者

観光文化スポーツ部長	石黒道人
観光文化スポーツ部次長	岡部研一
観光文化スポーツ部次長	

菅生淑子

食品産業振興統括監
（兼）総合食品研究センター所長

柴田靖

インバウンド推進統括監

益子和秀

観光文化スポーツ部参事

（兼）観光振興課長 佐々木一生

観光戦略課長 佐々木重夫

食のあきた推進課長 黒澤正弘

交通政策課長 小松鋼紀

文化振興課長 安田路子

スポーツ振興課長 米田裕之

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会産業観光分科会を開きます。

初めに、新任の執行部説明者の紹介をお願いします。

観光文化スポーツ部長

【新任の説明者を順次紹介】

委員長（会長）

次に、分科会の会議録署名員を指名します。第1回定例会6月議会を通しての分科会会議録署名員には、佐藤分科員、三浦分科員を指名します。

次に、観光文化スポーツ部関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第108号及び議案第129号のうち、観光文化スポーツ部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

観光戦略課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

食のあきた推進課長

【補正予算内容説明書により説明】

交通政策課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

スポーツ振興課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、課ごとに行います。

初めに、観光戦略課関係について質疑を行います。

近藤健一郎委員（分科員）

観光戦略課の観光施設魅力向上事業について（休業施設維持管理等事業）ですが、前回公募したけれども応募がなかった理由は何ですか。

観光戦略課長

説明会に来た事業者などに応募しなかった理由な

どをよく聞いており、大きい理由としては、新型コロナウイルスによって先が見通せないということでした。今非常に客足が落ち込んでいるのは分かるけれども、では今後どうなるのかが非常に見通せない。指定管理——前回の公募の応募条件は5年間ということもありましたので、先が見通せないということが一つ。もう一つは、やはり何とんでも昨年赤字であったということです。この2点が主な原因です。

近藤健一郎委員（分科員）

そういう理由で応募がありませんでした、それで、公募内容を変更して再公募をします——可能性として応募はあり得るのですか。

観光戦略課長

一つは指定管理期間を1年間に短縮していること、もう一つは負担軽減のために指定管理料を支出すること、これによって今回——この金額や期間は、前回応募していただけなかった理由について事業者に対してかなり子細に状況を伺いまして、その支障といえますか、問題といえますか、それを解消することを目的にかなり検討したもので、一応こういう条件であれば、事業者がためらうとした条件は解消できるものと考えています。

近藤健一郎委員（分科員）

そうすると、引き続き秋田東北ダイケン（株式会社秋田東北ダイケンのこと。）が応募する可能性があるという理解でよいですか。

観光戦略課長

秋田東北ダイケンは既に撤退を決め、かつ今後も応募はしないということになっています。

近藤健一郎委員（分科員）

では、他の事業者からの応募の可能性があるという理解で話を進めます。

誘客促進のため、新聞広告やテレビコマーシャル等による広告宣伝を行うとのことですが、予算が1,340万円です。随分な広告料だと思うのですが、この中身は何ですか。

観光戦略課長

これは、専らオープン前の10月と、冬の一番厳しい1月頃に実施するのですが、一つは県内の新聞3紙に対して広告を出すこと、もう一つは県南の玄関口ということで——実は宮城県側からのお客さんがかねてから非常に多い施設ですので——宮城県側の新聞に広告を出すことです。あとは県内のテレビ局3局に広告を出すといった中身になっています。

近藤健一郎委員（分科員）

広告はいいと思います。ただ、1つの宿、1つの施設に1,300万円も予算を使うということは今までありましたか。

観光戦略課長

恐らく単独の宿にこういった広告を行っていくことはなかったと思います。

今回、4か月間休業してしまうということで、いわゆる観光宿泊の市場から一度撤退をして、旅行エージェントなどの間でも閉館をしたということになってしまいます。

それを4か月ぶりにリスタートをさせると。更に、リスタートした後すぐに冬を迎えてしまうので、集中的な広告を打って、その後の安定的な経営につなげてほしいということで、一定程度の広告を実施したいと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

秋の宮山荘は県営だからこのぐらいの広告料を使えるのかもしれない。果たして1つの宿にこれだけの広告料を使うというのは——民間の事業者はうらやましがって仕方がなくないですか。県営だから分かるような気もするけれども、逆に分からないような、理解できないような気もします。そこら辺、もう少し納得できるような答弁をしてください。

観光戦略課長

確かに非常に金額の多い広告費ですが、先ほど説明した期間と併せて——応募していただけなかった事業者から詳細に伺った上で規模感、あるいは金額、期間といったところを細かく検討しました。

そうしたところも踏まえて、冬季間、そして4か月間の休業後ということで、この規模の広告を実施することとして、それを条件に公募を掛けたいということです。

近藤健一郎委員（分科員）

何か無理やり応募させるために、「これだけコマーシャルしますよ、徹底してやりますよ、県費を出しますよ、だから応募してください。」みたいな感じなのではないかという気がしませんか、部長。

観光文化スポーツ部長

県営秋の宮山荘は、県南の観光拠点として地元の要望に沿う形で、平成の初期に整備したものです。この間、秋田の県南の玄関口として、宮城県方面からの誘客等で相当な機能を果たしてきています。規模的にも、県南のあの地域でこれだけの規模を有している施設はありません。

そういった中で、今回コロナということで、現在の指定管理者が運営をできなくなったということになるのですが、いったん宿をやめてしまうというのは、再開するのに非常に大変な環境になります。なおかつこのコロナ禍で、普通に考えれば今新しく宿泊事業を始めようとする方がなかなかいないという状況の中で県南地区の観光振興を図っていくためには、是非この施設を再開させて引き続き地域の核として運営したいということで、県もこうした形で、この期間限定ということになりますが、冬季間の運

営費を一部助成するような形で進めるとともに、再開に合わせて周知を図るという取組をしていきます。地元の湯沢市も県と一緒にこの施設を今回盛り上げてというか、再開に向けていろいろなサポートをするということで進めていきたいと思っています。

そういったことでなかなか——確かに民間の施設でこういった状況になったとき、これだけの支援がいただけるのかということ、必ずしもそういうことではないと思いますが、県の公の施設として——私どもとしては、この施設がこの地域には、県南にはなくてはならないものだと思いますので、遊ばせておくのではなくて是非有効に使いたいということから、今回予算を提案させていただいたものです。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。分かりましたけれども、何かあまりにも高いコマーシャル料だと思うし、県営であって1施設にこれだけのコマーシャル料を使うというのはすごいと思うけれども、課長と部長の説明で納得いたします。これだけのコマーシャルをするからには、徹底して利用促進を図ることを希望します。

石川ひとみ委員（分科員）

私のほうからも改めて確認ですが、前回応募がなくて今回再公募ということは、見通しといたしますか、心当たりといたしますか、大体はあるのでしょうか。

観光戦略課長

前回応募をいただかなくて、その理由といたしますか、原因といたしますか、関心を示していただいた事業者には詳しく聞きました。それにしっかりと対応していくということで検討した上でこの期間と、そして広告宣伝費ということなので——もちろん100%かどうかということ、ちょっとあれですけども——そういう事業者の障害となる点はしっかり解消できたものと思っています。

あとは、説明会も開きますが、関心のあるような事業者には個別にもしっかりと説明をして、応募していただけるようにやっていきたいと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

秋田東北ダイケンから詳細にいろいろ伺ったという話がありましたけれども、素人の考えからすると、1年という指定管理期間は商売をする人にとっては逆に大変なのではないかと思うのですが、やっぱり1年と区切ったほうが良いということなのでしょうか。

観光戦略課長

説明会に来ていろいろと理由を聞かせていただいたのは、秋田東北ダイケン以外の事業者だったのですが、やはりどの事業者も本音としては複数年、あるいは長い期間運営したいというのがあります。1年だけではやっぱり結果が分かりませんので、1年

だけで赤字であった場合には翌年以降頑張って取り返せるといったことがあるので、本音としてはどの事業者も複数年運営をしたいと。

ただし、コロナで客足が落ち込んで先の状況が全く見通せない中で、今年に限っては複数年、あるいは4年、5年というのは、応募には大変逡巡してしまうということで、短くしたほうが応募しやすいという事実はあるようです。

石川ひとみ委員（分科員）

秋田東北ダイケンが今回コロナで撤退するということを強調されていますが、コロナの期間は何年にもなりました。一番の原因はやはり減収だということなのでしょうか。

観光戦略課長

やはり一番は、コロナでお客さんが落ちている——かつて3年、4年前には年間で1万5,000人ぐらいの宿泊者がいたわけですが、昨年度ですと9,000人を切って8,800名ぐらいということとで売上げが大変落ち込んでいると。

もちろん企業グループとしていろんな経営をしているので、グループ全体の事情というのがあるとは思いますが、何といたってもやはりこのコロナでお客さんが4割程度も落ち込んでいると、これが第一の原因だったと思います。

石川ひとみ委員（分科員）

大分コロナも落ち着いてはきましたが、いつ収束するか分からない状況の中で、今回だけこの指定管理料を冬季間補填すると。そうすると、来年もあり得るといことなのでしょうか。

観光戦略課長

現在の段階であるとかないとかということも申し上げるわけにはいかないのですが、コロナの状況次第といたしますか、これ以上全く何の回復もしないと、よりひどくなると、そういった状況が仮に生ずれば、その辺もまたしっかりと検討しなければならないと思います。

石川ひとみ委員（分科員）

先ほど宿泊者数が年間で1万5,000人だったのが8,800人ぐらいに落ち込んでいるといった話がありましたが、大体どのラインが赤字にならないラインなのでしょうか。

観光戦略課長

正直に申し上げますと、この五、六年は、大体毎年赤字ぐらいで来ていたのですが——ただ秋田東北ダイケンがグループ企業なものですから、例えば本社へ納めるお金とか、そういったものを差し引いた後の最終赤字のような——僅かな赤字とか、そういう年もあったのですが、この五、六年を見ますと1万4,000人から1万5,000人ぐらいお客さんがいれば、大体差し引きゼロに近いぐらいの

収支が取れるような経営が可能なのではないかと思
います。

石川ひとみ委員（分科員）

先ほど来もおっしゃっているように、県南での県
有施設として貴重な存在だと思います。広告にお金
を掛けるということですが、県境を越えた宮城県
の方たちの利用者も多いということも伺っています。
コロナがなかなか収束しないですが、利用価値を
上げて多くの方に来ていただくように、是非一生懸命
頑張ってくださいと思います。

三浦茂人委員（分科員）

秋田東北ダイケンは、いつから指定管理をして
いたのですか。1年ぐらい前からでしたか。

観光戦略課長

令和3年度の初めなので1年、そして今年に入
っては6月までということになります。

三浦茂人委員（分科員）

実際、一番コロナが大変なときに指定管理を受け
たのですよね。だから、一番つらいときにそういう
営業状態になって、県でも支援してほしいという
こともあったのでしょうかけれども、なかなかそこは折
り合いが付かなくて、やむを得ず泣く泣く6月末で
撤退と。

それは過去の話なので仕方がないのでしょうか
けれども、秋田東北ダイケンには指定管理料を支出
していたのですか。

観光戦略課長

利用料金制なので、指定管理料は支払っていま
せん。

三浦茂人委員（分科員）

そうですね。そうすると、今回は再公募なので
条件が違うというのは分かるのですが、指定管理料
の支出が11月から来年の3月までの5か月分と。
これだけでも、今までできなかったことをやる
ということなので破格の条件を県が提示したという
形になると思うのですが、そういう理解でよろしい
ですか。

観光戦略課長

指定管理をしていただいている間は、事業者には
それぞれ経営状況がいろいろあると思いますので
——今回はもう全く完全に撤退して、管理者がい
なくなると閉鎖するという事実に基づいて、特別の
措置を行うものと御理解いただければと思います。

三浦茂人委員（分科員）

先ほどからいろいろな話を聞いていると、再公
募に関心を持っている事業者がいるようですが、
それは1社ですか、それとも複数社ですか。

観光戦略課長

引き受けるかどうかは別にして、関心ないしは
説明会に来ていただいたということであれば、複数
社

いると思います。

三浦茂人委員（分科員）

この指定管理料の支出の予算がこの5か月間
で1,800万円余りということで、月にすれば三百
五、六十万円くらいなのでしょうけれども、その金
額の妥当性というか、どういう根拠で今までや
っていない指定管理料の金額が出てきたのか、そ
の辺の根拠があったら教えてください。

観光戦略課長

この金額は、維持管理に要する経費、すなわち
仮に営業を停止して閉じていた場合であっても、
実はこの金額の管理費が掛かります。温泉水を
循環させるための経費であったり、その電気代、
あるいは消防の検査であったり、浄化槽の検査
であったり、草刈りであったりといたるところを
過去の例から積算をして、完全に閉じた場合
であってもこの金額は掛かると。

その金額を県でこのたび支援をして、その上
で——営業に当たった経費はもちろん事業者
に持つてもらふこととして、基礎的な管理費部
分を県のほうで支援したいという趣旨です。

三浦茂人委員（分科員）

何となくイメージは湧いてきましたけれども、
そうするとそういったコストをまず県が指定管
理料という名目で負担するというか——という
ことは新しい事業者が見つかったとして、先々
この指定管理料を従前どおり支給しないとい
うことになれば、最低でも維持管理だけで固
定費が月に三百五、六十万円は掛かると。

それを上回って人件費を出して、利益を出す
という、やっぱりこの先も非常に厳しい状況
には変わりないというのはあると思います。も
ちろんコロナがどうなるかというのはあるの
でしょうけれども、そのためにこの1,300万
円も掛けて宣伝して、周知してということな
のでしょうけれども、実際にコロナがどう
なるかというのが一番の問題です。事業者
としては1年ぐらいやってみて駄目ならまた
撤退するという、その繰り返しになる可能性
も高いのではないかと思います。要するに、1
年後——事業者が手を挙げたとしても、そ
の1年後、2年後というところは厳しい状
況が続く可能性が高いと思います。

秋の宮山荘をなくすわけにはいかないとい
うことであれば——今まで指定管理料は払
っていなかったのでしょうかけれども——もう
少し根本的にその経営が安定的に立ち行く
、そして事業者も長年にわたってそこで継
続してやっていく、そういう仕組みをも
う一度考え直す必要もあるのではないで
すか。

観光戦略課長

やはり1年後にはまた募集をしなければい
けないわけでありまして、そのときの条件
というのはまだ

具体的に検討していませんが、コロナ次第といえますか、コロナがそのまま少し落ち着いた状況が続けば、応募して下さる可能性は低くないとは思いますが、純然たる宿泊施設以外の機能といえますか——雇用であったり、秋ノ宮という本県で最も古い温泉地にあって、その温泉郷の名前を冠した施設でもあり、宮城県側の玄関口であり、湯沢市も大変これを重要な施設だと考えておられて、県と協調して支援してくれるということでもありますので、今三浦委員がおっしゃったように、純然たる利用料金のみではない方式も、その必要性や趣旨といったものは検討しなければならないだろうと思います。

三浦茂人委員（分科員）

そうだと思うのです。湯沢市も当然これは大事な施設だと思っているでしょうし、多分秋田東北ダイケンだって、もう少し支援してもらえれば、もしかしたら残っていたかもしれません。でも、これは過去の話なので……。ただ、再公募したときに、コロナの状況も見ながらまた手を挙げるかもしれません。

今まで指定管理料を支出していなかった施設でしたが、こういう状況になると——やめてもうどうでもいいのだというのだったら別ですけども——今言ったような話があるとすれば、今すぐでなくても、ここ1年、2年掛けてでも仕組みを再構築することは是非検討してもらいたいと思います。この後の課題——今回はこれでやっていくしかないと思いますが、これでも手を挙げてやってくれるかどうか分からない、1年たったらやめるかもしれないことは当然あると思うので、根本的な対策も並行して検討していただきたいと思います。

松田豊臣委員（分科員）

1点確認です。これは飽くまでも県営の施設ということですが、過去に民間譲渡について考えたことはありますか。

観光戦略課長

全く引き受け手がなくなって、指定管理を受けてくださる方がいなくなれば、その先の選択肢の一つとしてそういうことが検討されるべきだと思いますが、これまでの間に具体的な検討をしたことはありません。

松田豊臣委員（分科員）

多分その選択肢もあるかと思いますが、もしも場合には検討いただきたいと思います。

あとこの休止期間中の職員といえますか、従業員の雇用というのはどのようになるのでしょうか。

観光戦略課長

6月30日で営業停止になるわけですが、今後に関しては会社から従業員にも説明をしておられて、また県側も県側の予定といえますか、どういう対応を取っていきたいかというのはある程度概要を説明

しています。

仮に11月から新たな管理者の方に引き受けてもらえるとなると、管理者側もそうですけれども、従業員の方も継続して働きたいとおっしゃっていますので——もちろん管理者側もスムーズに営業を再開するためには、地元の方に働いてもらうというのはかなりの条件になりますので——どうしてもこの休んでいる間は一回仕事がないという形にはなってしまいますけれども、11月から円滑に再雇用していただけるように、そこはしっかりと説明していきたいと思います。

松田豊臣委員（分科員）

その期間中なのですが、雇用なしということになるわけですか。

観光戦略課長

雇用はなしということで、失業手当という形になると思います。

松田豊臣委員（分科員）

その他の施設等に就職をあっせんするということは、検討していないのですか。

観光戦略課長

今は、11月をめどに県として再び指定管理をお願いしたいという公募をしていき、その際には再雇用をよろしくお願いしたいという趣旨のことは行っていますが、他のほうにあっせんをするとか紹介をするということはしていません。

松田豊臣委員（分科員）

では、その職員、従業員の方々にはその状況を理解していただいたという認識でよろしいのでしょうか。

観光戦略課長

少なくとも現状に関しては理解をいただいていると思いますし、再び働きたいとおっしゃっていただいているようです。

松田豊臣委員（分科員）

では、是非とも再雇用をしっかりとやっていただきたいと思います。

あともう一点ですが、広告宣伝費について、この内訳の中にはDXを使った取組は入ってきますか。

観光戦略課長

今回は、この広告——先ほど新聞やテレビコマーシャル等と申し上げましたが、これは新しい指定管理者が決まったところで、その事業者に対して委託といえますか、お願いしますので、いろんな手法を含めて、例えばSNSであったり、今おっしゃったDXのような手法であったり、デジタル的なマーケティングであったり、その辺もその事業者の使いやすいうように、効果が上がるように企画をして、工夫して実施していただければと思っています。

必ずしも新聞などに限定するという趣旨ではあり

ませんので、その辺りは今言ったデジタル的な技術も活用していきたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

今までの説明でいろいろと感じたことがあります。まず一つ、県の指定管理で行っている宿泊業というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

観光戦略課長

あとは、フォレスト鳥海と十和田ホテルとサンルーラル大瀧です。

鈴木真実委員（分科員）

では、秋の宮山荘と合わせて4件ということでしょうか。

観光戦略課長

はい。

鈴木真実委員（分科員）

今回指定管理者ということで、独自の利益によって、収益によって今まで経営されていたということですが、そういう業態のところはそのうちの何件、どこどこなののでしょうか。

観光戦略課長

今申し上げたところはいずれも完全利用料金制ということで、お客さんからの料金だけで運営してもらっています。

鈴木真実委員（分科員）

それらの事業者もこのコロナ禍においては大変だったと思います。様々なことを県としてやっていると思いますが、今回この事業を進めるに当たって、それらの事業者が感じる不公平感みたいなのはどのように予想していますか。

観光戦略課長

今のところ事業者から不公平だという話をいただいているわけではありませんが、今回は何といたっても——どこの事業者もそれぞれ会社の事情というのはあると思うのですけれども——完全にもう撤退したいと、もう営業を中止したいと、そのように決定したという非常に特殊な事情でこういう支援を決定したものです。

どの事業者も確かに今年、そして去年とコロナで大変ではあるわけですが、それぞれ営業努力をさせていただいて何とかやっていたいただいており、そしてまた県もコロナ対応で施設改修などについてはしっかりとやらせてもらっていますので、そこはどの事業者も頑張っていた中で秋の宮山荘については撤退となってしまったという特殊な事情もありましたので——不公平感がないかどうか、ちょっとまだ伺ってはいません。

鈴木真実委員（分科員）

具体的に昨年度とその前の年において、その3宿泊施設についてどんな支援をしていたのか、まとめてお話しください。

観光戦略課長

基本的にはコロナ対応ということで、コロナによって旅行需要が変わってきているので——例えば長期滞在であったり、家族とか個人とか、そういった需要に対応するように部屋を改修したり、もちろんコロナ対応のパーティションや非接触の体温計、消毒液、あるいは床や手すりなどの抗菌、抗ウイルス化など、そういったものを支援しています。

鈴木真実委員（分科員）

この委員会でもいろいろと審査したので、そういう面については分かるのですが——先ほどもありましたけれども、1宿泊所について投資するということは、皆さん納得できるのか大変心配です。

そういう中で、この広告宣伝について提案したいと思います。先ほど、指定管理者になったところにこの広告料1,340万円を全部委託して、使いやすいうように使ってもらおうという話がありましたが、私はここの部分は3宿泊所も含めた形でのPR——秋ですので、どんどん来てほしい、県外からも来てほしい、県内でも使ってもらいたいというPRはできないものと提案したいのですが、いかがでしょうか。

観光戦略課長

今回のこの予算については、営業停止という大変特殊な事情がありますので、やはり秋の宮山荘について一定規模で集中的にやりたいというところがあります。

それ以外については、その他のエリアも含めたいわゆる観光誘客という形で県全体、あるいはその地域の観光誘客という形で進めていければと思います。

今回の特殊なケースに関しては、まずは集中的に秋の宮山荘についてこの予算で広告を実施させていただければと思います。

鈴木真実委員（分科員）

内情も分かりますし、特殊なケースだということが先ほどから何回も言われていますのでそれは分かるのですけれども、やはりどこの企業にとっても、PRというものは自分のお金を出してやるけれども他からも助けてもらえればありがたいという気持ちが物すごく強いと思いますので、それは今後に向けて検討してほしいと思います。

観光文化スポーツ部長

県の公の施設というか、観光宿泊施設は4件ありますが、秋の宮山荘だけが純粋な民間会社の経営で、残りの3施設については自治体の第三セクターが経営しています。そういった意味でいきますと、私も施設の管理者——もちろん県の設置目的があって、その地域の拠点施設として整備したもののなのですが——地元の市町村などの支援も他の施設については相当ありまして、実際にいろいろな面で支援をいただきながら、何とか苦しい中でやっていただいている

ます。

湯沢市のこの施設についても、地元もいろいろと利用促進などを行っているのですが、やっぱりなかなかそういった三セクという形ではないので、支援が限定される中で今まで頑張ってきましたけれども、力尽きてしまったという状況だと思います。

いったんやめた宿を再開するというのは本当に大変なことです。まして普段でも大変なのに、このコロナの中でということに私どもは何とか支援をしたいということで、今回再開に当たって——他の施設も当然PRは必要だと思いますが——まずはこの施設を再開させるところに一つ力を入れたいということで、やめたところを再開する部分としての広告費、あとはスタートに当たっていきなり条件不利の真冬から始まるというところに対して冬場だけの運営費の支援というものを、今回試行的にやってみようという考え方です。

今回は非常に特殊な事例だと思っています。今回のこのやり方を踏まえて、来年度以降どうするのかについては、コロナの収束度合いもありますし——この施設は1万5,000人のお客様が来れば大体採算がとれる状況になりますので、そこまでどうやって持っていけるのか、新しく選定された事業者なり湯沢市ともよく相談して進めてまいりたいと思います。そういった部分で、この広告費の考え方について今回は御理解を賜ればと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

今の説明で何となく分かりました。民間企業の方々はこれについていろいろなことを思うのではないかと思いますので、今の説明で一回潰してしまうことによる大変さを強調していて、今後につなげる秋田県の観光産業の在り方についても一石を投じる事例なのではないかと思いました。

もう一つ、この広告宣伝の始まる時期が10月となっているのですが、もうちょっと早くてもいいのではないかと思います。この時期に設定したのはなぜですか。

観光戦略課長

9月県議会で指定をお認めいただくというスケジュールからしますと、10月の上旬ぐらいになるのではないかと思いますので、そこからすぐに実施したいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

幾らでも早くPRしたほうが、県外の方々も紅葉の時期に合わせてとかいろいろあると思いましたので——そういうことがあるわけですね。分かりました。議会の在り方に対する一つの投げかけかもしれません。

佐藤賢一郎委員（分科員）

この取組に対して、ちょっと違う視点で質問しま

す。今はコロナの中であっても、閉じ籠もってばかりいないで外へ出ようという動きが出ています。そういう中で一番関心を持つのは、出ていく先が安全な場所だろうかということになっていくのではないかと思います。そういう点で考えれば、秋田県のように自然が多くて、そして秋の宮山荘もそうですが自然の中にある宿というのは、ある意味では安全だと訴えることのできる場所です。

ただ、そういうふうに旅館の内容を変えていかなければいけません、それを事業者だけに頑張ってやってくれというのではなくて、県がここまで力を入れているのであれば、県も一緒になってそういう取組を——所管する部は違うとは思いますが——一緒に連携しながら、そういう安全な旅館にしていくと。「秋の宮山荘は、一時コロナのためになかなか運営できなかったけれども、完全に姿変わりして本当に安全な場所としてそこに泊まることができるので、是非おいでになってください。」とアピールすれば、それは秋の宮山荘だけではなくて、他の地域も秋田県の宿というのはそういういいところがあるのだというふうに広がっていく可能性がありますよね。

そういう意味では、これだけ支援して再開を目指すということであれば、安全な宿だということをアピールできるような内容と、あとはその宣伝にすごく力を入れてやってくれば、今後につながるのではないかと思います。

ただ、そのためには——健康福祉部になるのか生活環境部になるのか分かりませんが——そういう安全な旅館はどうなのだと、どういうふうになればもう全く心配ないと、たとえ周りにコロナがあっても心配ないのだというような、どうすればそういう場所にできるかという、そういう取組もしたほうがいいのではないかと思います。

観光戦略課長

全くおっしゃるとおりでして、最近ゴールデンウィークなどの状況でも、コロナのために自然やアウトドア、広い空間や屋外施設、そういったものを求めるお客さんが非常に増えているようでもあります。

秋の宮山荘の施設自体は、先ほど申し上げたコロナ対策の事業でいろいろな対策を、あるいは物品を購入したりといろいろと施していますが、周りの自然環境やアクティビティーなども含めて全体でPRをすることによって、そういう安全、安心な自然環境の中で宿泊できるということがPRできると思いますので、そういったところをしっかりと検討して、宿や湯沢市なども連携してしっかりとPRしていきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

そういう取組をすれば、秋の宮山荘以外の施設も

コロナに負けないようないい施設になっていきたいという気持ちがあると思いますのでそういうところに対しても、「こういうやり方をするので、大きくまた変わっていきますよ。」という形で後押しできるような取組をしていけますよね。

そういう意味では、今回は秋の宮山荘だけかもしれませんが、それを徹底してやって再開させて、一般の人からも、また県外の人からも「あそこは大丈夫だ。」と言われるような状況にして、そしてコロナを乗り越えていって秋田県全体の観光産業を盛り上げていく方向に是非とも持って行ってほしいと思います。頑張ってください。

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時30分とします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時28分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	高橋武浩
副委員長（副会長）	鈴木真実
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦茂人
委員（分科員）	石川ひとみ
委員（分科員）	松田豊臣

説明者

観光文化スポーツ部長	石黒道人
観光文化スポーツ部次長	岡部研一
観光文化スポーツ部次長	菅生淑子
食品産業振興統括監 （兼）総合食品研究センター所長	柴田靖
インバウンド推進統括監	益子和秀
観光文化スポーツ部参事 （兼）観光振興課長	佐々木一生
観光戦略課長	佐々木重夫
食のあきた推進課長	黒澤正弘
交通政策課長	小松鋼紀
文化振興課長	安田路子
スポーツ振興課長	米田裕之

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。
休憩前に引き続き、観光戦略課関係の質疑を行います。

ます。

近藤健一郎委員（分科員）

観光事業者燃料高騰等対策支援事業ですが、これはどうやって事業者に周知するのですか。

観光戦略課長

県のウェブサイトなどのほか、観光連盟（一般社団法人秋田県観光連盟のこと。）ですとか、地域振興局ですとか、あるいはもちろん市町村にも要綱やチラシを送付して、広く周知したいと思います。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。周知してください。

鈴木真実委員（分科員）

周知して相談がきますよね。この補助金は早いもの順になるのですか。

観光戦略課長

この事業は専門家も入れた審査会を設置することを想定しており、そこで、効果が期待できるものであるか、妥当なものであるか、しっかりと審査をした上で決定したいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

日程的にはどのようになっていますか。

観光戦略課長

具体的な期日まではまだ決定していませんが、予算を議決いただいたら速やかに取りかかって周知をして募集を開始したいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

大まかなスケジュールでいいので決まっていたら教えてください。それもないのでしょうか。

観光戦略課長

今議会で議決をいただきましたら、7月頭にはすぐに募集を開始して、その後7月末から8月頃に審査をして速やかに交付決定したいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、食のあきた推進課関係について質疑を行います。

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、交通政策課関係について質疑を行います。

石川ひとみ委員（分科員）

交通政策課の地域公共交通等新型コロナ対策事業ですが、コロナ禍になって3年になります。毎年いろいろな支援事業をしていますが、バスとタクシーの登録台数について、前年に比べて減ったりといったことはありますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

委員長（会長）

再開します。

交通政策課長

タクシーの登録台数ですが、一千三百数十台くらいだったのが今年は1,268台で、暫減傾向にあります。ただ、タクシーについては台数よりも乗務員の減のほうが一層厳しくなっており、それに伴って登録台数も減っています。

バスについては、それほど変更はないのですが、今こうやって維持費を支援する中で、何とか車両台数については維持していただいている状況にあります。

石川ひとみ委員（分科員）

そうすると、バスに関してはこの間ずっと支援をしてきたのが功を奏して台数減にはなっていないと捉えていいと思うのですが、タクシーに関しては先ほど課長もおっしゃったように、なかなか運転する方——でも台数として維持しているわけではなくて100台ぐらい減っているということだとすれば、タクシーのほうが一層厳しいと思います。そこら辺についてはどう考えていますか。

交通政策課長

特にタクシーについては、1人に1台というよりは、複数の運転者で数台を回しているような状況が本来なのですがけれども、タクシー業界の方に聞きますと、そこが地方のタクシー会社ではなかなか厳しくなっていると。

今のところ、地域の足として最終的にはタクシーに頼っているところが多いところもありますので、県としても乗務員確保対策に今年度取り組むことにしています。様々な形で乗務員になる人、なりたいという思いを抱いてくれる人が増えるように取組を進めていきたいと思っています。

また、バスについても同じであり、台数よりも乗務員不足という点にバス会社がすごく苦労していて、同じくバスについても乗務員になりたい、運転手をやってみたいと思えるような普及啓発などをしていきたいと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

産業労働部に関わる部分になるのかと思うのですが、やっぱり賃金が安いので、なり手がなかなかいないというのも現状だと思います。

以前の支援金のときに、事業者の中には、台数に応じて支援金が出るので、古くなって替えようとしているのを控えるというところがありました。今回

こうして台数が減っているのを見ると、その間、古くてもう処分したとか、そういうこともあるかと思うのですが、そこら辺は把握していませんか。

交通政策課長

維持するために台数を持っているというような話、支援金が出るので台数を維持しているという話は、私のところでは聞いていません。

石川ひとみ委員（分科員）

以前にそういう事業者——交換するというか廃車にしようとしている時期と支援金がちょうど重なる頃は台数を保持していて、支援金をもらってから処分するというようなところもあったので伺いました。

委員会提出資料のバス運行対策支援金のところに、運行支援金として「燃料費掛かり増し分の費用を助成」とあります。これは「運行実績に応じて」と記載されていますけれども、どの程度実績に応じてということになっているのでしょうか。

交通政策課長

運行支援金は高速バスの運行に関して想定しており、これについては現在、東京や仙台に行く便を中心に運休が相次いでいます。こうした中で、コロナ前の令和元年レベルの運行をバス事業者をお願いして交流を支える足を確保したいと思い、予算額としては、一応令和元年度ベースで運行した場合の燃料費に対する掛かり増し分の経費を実績として補助できるくらいの見込みで想定しています。

あともう一点、先ほどのタクシーの台数ですが、前年度1,330台が現在1,268台に減少しています。

石川ひとみ委員（分科員）

資料のタクシー運行対策支援金のところに記載されている1,201台というのは……。

交通政策課長

タクシー台数は1,268台なのですが、いわゆる福祉限定とか、休業中を除いた交付対象となる台数が1,201台ということです。

石川ひとみ委員（分科員）

そうすると、100台も減っているというわけではないということですね。

バス運行対策支援金の運行支援金ですが、なかなか高速バスの状況が一層厳しいというところ——これからコロナが少し落ち着いてきて、全国的にも動きがある中で、元どおりに戻ってくればいいわけですが——バス自体もまだソーシャルディスタンスのような、乗客数を多くしないという部分もあろうかと思うのですが、そういった意味での状況はどのように捉えていますか。

交通政策課長

感染防止対策についてはこれまでどおり継続することにしていきますので、例えば本当に満席になるよ

うな状態であれば増車をお願いするとか、対応を取っていきたくと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

三セク鉄道ウィズ・アフターコロナ対策事業として秋田内陸線のロータリー除雪車を更新するとありますが、内陸線のところでの除雪車はこの1台しかないのですか。

交通政策課長

内陸線の除雪車は、このロータリー式のもの——雪を線路上から飛ばすものについてはこの1台だけです。ただもう一つ、ラッセル式のものがありまして、線路上の雪を押しつけていくタイプのは2台保有しています。

近藤健一郎委員（分科員）

内陸線の話が出ましたので、関連してお聞きします。大変ありがたいことに、中古車両を探していただきました。心から敬意と感謝を申し上げますが、新車だとどのくらい掛かるのですか。

交通政策課長

新車の場合、1億6,000万円で見積りをいただいています。物価高もあり大体高め傾向にあります。

近藤健一郎委員（分科員）

ロータリー除雪車が老朽化で修繕不能になり、1億6,000万円クラスの中古車両450万円——これは何年もつのですか。

交通政策課長

今回導入する予定の中古車両は平成2年製造のもので、JR東日本が新潟の新津運輸区で使用しているものです。比較的物がいいものだと思います。今回少し修繕を加えることで、大体10年くらいは稼働できるものと思っています。

近藤健一郎委員（分科員）

10年もってほしいものです。探して下さっているだけでありがたいと思いますので、どうかもたせて使うように、内陸線のほうに私からも話しておきます。

この中古車両が450万円がいいのかどうかはちょっと置いておいて、空港ターミナルビル燃料高騰等対策事業1億5,400万ですが、例えば窓ガラスの遮熱対策は効果があるのですか。必要性とか……。

交通政策課長

会社からの聞き取りになりますけれども、特に今回改修するところがボーディングブリッジ（空港ターミナルビルの搭乗口と飛行機の乗り口とをつなぐ可動式の搭乗通路のこと。）と搭乗待合室なのですが、ボーディングブリッジの場合、ほとんどガラス張りというかプラスチック状態で夏は物すごく暑くなりますので、冷房をすごく利かせています。待合

室もほとんどガラス張りです。やはり西日や朝日が入ったときにすごく高温になることもあります。そういったことで、消費電力としては大体その稼働時期で4割減くらいにはなる見込みと伺っています。

近藤健一郎委員（分科員）

確かにボーディングブリッジを通るとき、暑いだの寒いだのとは感じますけれども、いつかだと思えますので、この1億何千万円はロータリー除雪車に回してもいいのではないかと思うのですがどうですか。

交通政策課長

もちろんロータリー除雪車も最初は新車という話で検討しました。ところが、納期が受注生産で——現在ディーゼル型のもを造っているところは1社しかないのですが——問い合わせたところ、発注してから2年6か月掛かるということでした。あと高機能です。内陸線では不要な設備も標準装備されており——一番大きいのは納期の関係から、今年の冬に間に合わない場合で、昨冬のような豪雪になった場合に、全面運休などが想定されるので、まず中古車両を入れて、何とか今年の冬の運行を確保したいと思っています。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。是非とも内陸線——応援していますので、中古車両がもつように、頑張るように、私も頑張ります。ありがとうございます。

高橋武浩委員（分科員）

関連して伺います。空港ターミナルビル燃料高騰等対策事業の省エネ改修ですけれども、これは秋田空港と大館能代空港で1億5,400万円ほどの予算ですが、割合はどうなっていますか。

交通政策課長

秋田空港が1億1,000万円、大館能代空港が残りの4,000万円になります。

高橋武浩委員（分科員）

これは省エネ対策をしたいという空港からの要望ですぐに調整すると思うのですがけれども、秋田空港は1億1,000万円、大館能代空港は4,000万円、これを投入すれば当初要望の何割くらい、例えば省エネでやろうとしている予定の何割くらいカバーできるのでしょうか。

交通政策課長

この予算はコロナ交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のこと。）を使うので今年度内の完了が求められており、今年度できるほぼ最大の事業量について今回予算要求をしています。

高橋武浩委員（分科員）

そうすれば、省エネの改修については、ほぼこれで賄うことができると理解してよろしいですか。

交通政策課長

まだまだやりたいところはあるのですが、今年度内に完工できるとすれば、これが精いっぱいというところでは。

高橋武浩委員（分科員）

大館能代空港の3往復化もありますので——秋田空港のほうが利用客数が多くてこういう割合になったと思うのですが——次年度以降も大館能代空港の3往復が定着したと仮定して、大館能代空港も幾らか予算を上げるように検討してみてください。

松田豊臣委員（分科員）

バス運行対策支援金について伺います。この対象は高速バス、貸切バス、リムジンバスということですが、路線バスについて対象となっていない理由と伺いますか、背景を教えてください。

交通政策課長

いわゆる路線を走っている乗合バスについては、従来から——コロナ禍前から国、県、市町村の運行補助を手厚く行っており、今回の燃料高騰に関する部分は、この従来の補助金の算定に含まれています。こうしたことから、乗合バスについてはこれまでの補助制度で手当てできるということで、今回除外しました。

また、収益の観点からも、コロナ禍前に比べて確かに乗客数は減っているのですが、収益の減は2割弱程度で、高速バスや貸切バスに比べてその減が少なかったことから、今回見送っています。

松田豊臣委員（分科員）

高速バスの減数は何割ぐらいだったのですか。

交通政策課長

高速バスの輸送人員ベースでいきますと、令和2年度よりは増えているのですが、コロナ禍前に比べると36%にとどまっています、収益は23%にとどまっています。

三浦茂人委員（分科員）

三セク鉄道安全対策支援金について、「秋田内陸縦貫鉄道（株）」、「由利高原鉄道（株）」とありますが、ただし書きのところに「沿線市が同額を交付」とあります。例えば内陸線であれば582万5,000円の倍の金額が同社に入るという理解でよろしいですか。

交通政策課長

そのとおりです。

三浦茂人委員（分科員）

燃料費は確かに掛かり増ししていると思うのですが、これはいつからいつまでの分——例えば4月に遡ってやるのか、それから今年度はどこまでの分を算定するのか、この金額の算定根拠もあるのですが、その中身について、大まかでいいので教えてください。

交通政策課長

三セク鉄道安全対策支援金については、今年度1年分を見込んでいます。

三浦茂人委員（分科員）

1年分ということは、4月に遡って年度末までの分だということ——この後にもどうなるか、変動はあるのでしょうか——そうすると円安とか何かで燃料費がもっと上がった場合は、再度その部分を補填する——補正予算で積み上げをするといったことも想定しているという理解でよろしいのでしょうか。

交通政策課長

急激な円安などによる燃料高騰等を踏まえて、会社の状況を見ながら、今後協議していきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

分かりました。できるだけの支援をお願いしたいと思います。

先ほどロータリー除雪車の話がありました。新車は1億6,000万円ぐらい掛かり、しかも納期が2年6か月後ということでした。ただ、この中古車両が10年の稼働を想定しているということだったので——ただいづれにしても内陸線は雪深い路線なので、この中古車を導入してもまたどこかで更新があるとすれば、仮にこれが10年もつとしても新車両を購入する前提で基金を積むなど、それに向けた準備を今から想定していくとか、そういう考えは持っていないですか。

交通政策課長

1億6,000万円の投資がいいのかどうか、除雪車を含め他の車両と線路基盤もありますので、そういった広い内陸線の在り方についても考えながら今後会社側と協議して、どういった整備の仕方がいいのか考えていきたいと思っています。

今回450万円の予算をお願いしていますが、実は車両購入費というのは恐らく数十万円単位で、一番掛かるのが運搬費です。運搬する際に一回解体して、現地に来て再組立て、整備をして、更に内陸線に合わせてカスタマイズするという作業があり、そちらの経費がほとんどです。

三浦茂人委員（分科員）

そうなのですか。素人なので、その辺がよく分かりませんでした。

内陸線には頑張ってもらいたいですし——さっき言ったように、また故障したり、もう修理が不可能というような場合も想定されます。既存の駄目になったロータリー除雪車は、今年の除雪が終わって春になってから駄目になったのですか、それとも除雪の最中にもう使えなくなって急場をしのいだということなのか、その辺はどうですか。

交通政策課長

今回は想定外の豪雪で、実は4回故障しており、以前の車両から部品を抜き取ったりして整備をして——既に耐用年数を経過しているのと、もう製造していない消耗品の部品で——そこは現地で何とか努力して今冬は動かしました。

ただ、ディーゼルのエンジン部分が、いわゆるオーバーホール（機械などを分解して点検や修理を行うこと。）が全くできない状態になっており、代替部品もないので——次に故障しても代替の部品を取っていたロータリー車の部品ももうほとんどない状態になっていまして、もう限界かなということまで今回予算要求したところです。

三浦茂人委員（分科員）

綱渡りでやってきたという——大変御苦労されたと思います。それであれば、なおのこと新車というか、それに向けた準備を整えていく——今すぐではなくても、この5年、10年の間にというのは当然必要なのではないかと思います。所管事項審査でもいろいろと話が出てくるとは思います。経営状態も支援していかなければならない状況なので、少なくともこういうところは県で支援していかないと立ち行かないと思うので、そこは是非前向きに検討して準備をしてもらいたいと思います。繰り返しになりますが、その点についてはいかがですか。

交通政策課長

内陸線は、本当に秋田内陸部の観光振興や交流の拡大に取り組んでいただいている大事な路線だと思っていますので、三浦委員からの指摘も含めて、会社側や、地元の市町村とも将来について考えていきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

観光や通勤、通学だけではなくて、今度は生命にも関わってくるので、途中で何か雪で事故があったとなっては困りますので、防災のためにも考えてほしいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

今の（1）三セク鉄道ウィズ・アフターコロナ対策事業ですが、資料3ページの予算額の一番下の

（2）地域公共交通燃料高騰等対策事業、（3）空港ターミナルビル燃料高騰等対策事業は臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のこと。）という話がありましたが、この（1）は何が財源になるのでしょうか。

交通政策課長

コロナ交付金をお願いしたのですが——（2）、（3）は燃料高騰分として交付されたコロナ交付金で、（1）のロータリー除雪車については燃料高騰分には入らないということでした。

現在、燃料高騰分ではないコロナ交付金で対応できないか財政当局にお願いしていますが、現時点で

は計画上の予算枠がいっぱいなので、その実績残を見ながら充当できないかということ協議していきたいと思っています。今現在（1）は一般財源です。

鈴木真実委員（分科員）

新車を買うのであれば1億6,000万円——本当はこれにコロナ交付金を使えば秋田県としても今後の計画が立つし大変いいことだと思うのですが、コロナ交付金は色が付いている財源なので大変だとは思いますが、先ほど話があったように今後の安全、安心、それから経営に関してもううまくいくようにやっていただきたいと思います。

先ほど（2）④三セク鉄道安全対策支援金について、沿線市が同額を交付するという話がありました。

（2）のうち——各市町村に対しても燃料高騰に関して臨時交付金が交付されていくと思うのですが、各市町村と連動した動きというのですか、バスでもタクシーでもいいですが、そういうものはどんな動きをしているのですか。

観光文化スポーツ部長

コロナ交付金——燃料高騰分については、県と各市町村に配分されています。

県ではこういう使い方をしたいというのは、あらかじめ案を市町村に示しています。市町村においては、県が取り組まない部分、若しくは県が取り組む部分に地元の事情でかさ上げするといった形での活用を検討してもらっています。今後、市町村の議会が始まれば、そういった部分が出てくると思います。

鈴木真実委員（分科員）

今回の予算については——交流人口がなくなっている中で収入が減っている、経営も苦しいという部分はたくさんあると思います。そこについて各市町村も、別に同じ額でなくても、少しでも加算して——そういう有効な使い方を県がリードしながら、市町村と話をしながら導くことも県内経済の活性化につながると思います。様々な分野があります。そういうやり方もあると思いますので、県としても努力していただければと思います。

交通政策課長

今の意見を踏まえて、市町村とよく話し合っていきたいと思っていますし、しっかりと地域交通を支えていきたいと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

各市町村も何に使うかというところで非常に苦心しているというか——従来の使い方ではない、やはり住民や管内の企業、産業界、商工団体などが求めているものについて、いいものを県としてアドバイスしていただきたいと思っていますのでよろしくお願います。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、スポーツ振興課関係について質疑を行います。

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で観光文化スポーツ部関係の議案に関する質疑を終了します。

観光文化スポーツ部関係の請願、陳情等はありませんので、次に、観光文化スポーツ部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

食のあきた推進課長

【東京アンテナショップ「あきた美彩館」の契約更新について提出資料により説明】

【食品事業者の競争力強化について提出資料により説明】

交通政策課長

【第三セクター鉄道の令和3年度決算等について提出資料により説明】

【図柄入りナンバープレート導入に向けた取組について提出資料により説明】

文化振興課長

【音楽を通じた地域交流活性化事業について提出資料により説明】

スポーツ振興課長

【B.LEAGUEの新たな入会基準と審査スケジュールについて当日配付資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を課ごとに行います。

初めに、食のあきた推進課長の説明に関する質疑を行います。

鈴木真実委員（分科員）

東京アンテナショップ「あきた美彩館」の契約更新についてですが、現状の品川プリンスホテル近くの場所でまた契約更新するということによろしいのですね。

食のあきた推進課長

そのとおりです。現地での経営を継続していくという考え方です。

鈴木真実委員（分科員）

賃料については、以前から毎年ずっと同じ額なのでしょうか。

食のあきた推進課長

契約期間は5年間であり、賃料については5年間ごとに改定しているところです。これまでの間で2回改定しています。

鈴木真実委員（分科員）

通算で何年になりましたか。

食のあきた推進課長

平成20年にオープンしましたので、13年になります。

鈴木真実委員（分科員）

平成20年からの契約で、通算して13年ですが。もうずっと言われ続けていることですが、あの場所が分かりやすいか、本当にベストなのかということがよく話題にされます。それについて今県としてはどう考えていますか。13年間——他の、例えば北海道のアンテナショップは丸の内の立地条件がいいところに建っているのに比べて、秋田県のアンテナショップは分かりづらいという話がまだまだあります。それについての検討はしていますか。

食のあきた推進課長

確かに北海道のようなところは、道路に面しているので大変目立ちます。露出という点では、あきた美彩館はそれに比べて品川駅で降りて少し奥に入っていかなければなりません。駅を降りてすぐ目に付くかどうかというところでは、そうではないと思います。

ただ、看板なども出して誘導を図ってきたところでして、秋田のアンテナショップを目指していく人はそれを目指していきますし、看板を見てくる人もいるだろうと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

私は、また原点に戻って本当にあの場所でのいいのかという見方、それからアンテナショップのあり方の再構築等の検討を随時やっていくべきだと考えているのですが、それらについてはこの13年間どんな形で行われてきたのですか。

食のあきた推進課長

前回の見直しのときに、アンテナショップのあり方について検討してきた経緯があります。平成27年度に、専門委員の方4名にお願いして、今後の——東京以外も含めた全体ですが——アンテナショップのあり方検討委員会というのを開催しました。計4回開催して、その結果について2月議会で冊子により報告しています。

東京アンテナショップについては——これは引用になりますが——次のような形でまとめられています。「アンテナショップの運営は、次期契約の更新となる平成30年度以降も現地で継続していくものとする。その中で、アンテナショップとしての更なる機能の充実、『品川地区の再開発』といった環境変化も踏まえ、望ましいアンテナショップのあり方を継続的に検討していく。」と報告された経緯があります。

鈴木真実委員（分科員）

非常にお金も掛かることですし、それから適地ということになると、今後も様々な障害などがあると思います。

秋田の食を売り出すという名目で——確かアンテナショップというのは、加工品も含めて販売されていると思いますが、改めてどういう目的で設置されているのか教えてください。

食のあきた推進課長

アンテナショップの意義とか、そういうことになるかと思いますが、やはりアンテナショップの目指すところは、秋田県の認知度向上ということが第一だと思っています。県産品の販路拡大、あるいは最終的に観光誘客に結びつけるために設置してきたもので、特に一大消費地——国内最大の消費地である首都圏でPRする、アピールするという役割は、非常に大きいと考えています。

アンテナショップについては、物販で物を売っていただいて、商品を知ってもらう、県産品を知ってもらうということはもちろん大事ですが、更にそれにプラスしてコミュニケーションというか、首都圏の方と秋田県の方のコミュニケーションの場ということで、秋田県のことを知ってもらう機会を創出するということもあります。また、秋田県内の市町村ですとか、商工団体とか、あるいは関係する企業などが県産品を売るなどの行為を通じて、情報を発信したり首都圏のニーズを肌で感じたりする機会を提供するという意味合いも持って、アンテナショップを進めていきたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

今質問しているのは——資料の一番上の「基本的な考え方」のところ「当面3年間は現在地で営業を継続し、その間に周辺の環境変化を見ながら今後のあり方を検討していく。」とうたっているのですが、これはどういう意味で記載されているのか、具体的な説明をお願いします。

食のあきた推進課長

アンテナショップについては、これまでの経緯もありますし、移転の成果が出てきたこともありますので、現地で継続していくことがまず基本ではないかと考えているところです。

ただ、それであれば、これまで5年間のスパンで契約更新してきたので今回も5年間で契約更新していくのではないかとということなのですが、コロナや品川駅周辺の再開発という不確定な要素が出てきましたので、今後のアンテナショップの場所も含めて、アンテナショップのあり方はこれでいいのかなど、そういった不確定要素が増えてきたという状況です。

そういう中で、これまでどおりの5年間ではなく、3年間はまずそこで事業を継続させていただきながら、同時進行でアンテナショップのあり方等につい

ても検討する期間をいただきたいといったことです。**食品産業振興統括監（兼）総合食品研究センター所長**

少し補足させていただきますと、今年の2月議会のときにも話したのですが、やはり品川の再開発というところが具体的に見えてこなかったもので、当面はあの場所という話をしたと記憶しています。

そのほかに今ここに環境変化と記載しているのは——御存じのとおり品川のアンテナショップは、物販のほかにレストラン部門を持っています。そのレストラン部門は今のコロナ禍の影響で売上げが大きく落ち込んでいます。この状況が今後どのように変わっていくのかまだ見通せないでいます。ただ、今までのような、例えば大人数でお酒を飲んだりというのは、これからは多分なくなってくるだろうと思っています。そうなったときに、レストラン部門をこのままあのような状態で続けていいのかどうかというところもあります。

また、アンテナショップの機能——大きくは物を売る販売の機能と情報の受発信という機能がありますが、それに加えて、例えば商談の場だったり、ビジネスセンター的な役割だったり、あるいは移住だとか、そういった部分の機能も付加させるとか、求められる機能が多分多様化してくるだろうと考えています。そういう変化にアンテナを高くしながら、この3年間で場所の選定も含めて十分検討していきたいということです。

鈴木真実委員（分科員）

今の二人の話を聞いていると——今後のあり方について、今後の3年間でいろいろと検討しながら深めていくと。レストラン部門——今までやってきたのだけれども、それでいいのかどうか。それから、もっと別の機能——もっと求められるものに応じた使われ方をする空間にしなければいけないのではないかと。場所も含めて検討するということなので——今までずっと契約期間が5年間だったけれども、今回は3年間にするということなので、私は今後のあるべき姿を模索するのであれば非常にいい期間ではないかと思っています。移せばいいのではないかといても、大変難しい問題だと思います。

そういうのを含めて、部として——実はもうアンテナショップのあり方というのは、SNS（Social Networking Serviceの略。インターネット上で個人間のコミュニケーションを可能にするサービスのこと。主要なものとして、Facebook、Instagram、Twitter、LINE、YouTube、TikTokがある。）もあったり、場所がなくてもできるものも出てきたり、環境が13年前とは全く違ってやります。その辺のことについてプロジェクトを作ってや

らなければいけないような感じはしますが、頑張っていたきたいと思います。いかがでしょうか、部長。

鏡光文化スポーツ部長

今鈴木委員から話がありましたとおり、秋田の物産、あるいは食をどう売っていくか。店舗で対面でやるというやり方もあれば、通販とかいろんな方法を使うやり方もあると思います。対面でやることで、相手の反応がいろいろと見られる部分などもあるので、そういった部分ではこうした形のアンテナショップというのはまだまだ有効かと思います。

場所については、銀座や有楽町で、もっと華々しいところでやっているところもありますが、経費が全く違います。そういった中で、ここがいいのかどうか。ちょうど今この3年間に品川駅周辺の再開発があり、この周辺の環境が全く変わります。その中で、アンテナショップをここに置くのがいいのか、あるいは別のところがいいのか、そもそもアンテナショップが必要なのか、そういったことを議論していきたいと思います。この場所は、将来的には非常に有望な——羽田空港まで直通で20分ですし、先々リニア新幹線が出来れば名古屋まで40分という場所で、品川というのは東京の中でもこの後一番大きく変わる場所だと思っています。果たしてこの場所に引き続きそういった形の機能を持たせるのがいいのか、この3年間でじっくり考えて、議会にも相談しながら進めていきたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

有楽町から秋田県物産振興会（旧財団法人秋田県物産振興会のこと。現株式会社秋田県物産振興会。）が運営していた県のアンテナショップが撤退した後に、あそこが物すごく再開発されて人もたくさん流れるようなことがありました。当時、すごく残念だったという思いがあります。

アンテナショップを品川のあきた美彩館に移したのもいいのですが、そういうことにならないように——先ほど言った羽田空港からの時間、名古屋からの時間も考えて、十分に検討していただきたいと思います。使い方をもっと工夫していただければと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

委員会提出資料の【参考1】あきた美彩館の実績のところに売上額について記載されています。令和3年度の売上げがかなり大きく増えています。「あら。」と思いました。今までのいろんな話を聞くと、普通は令和2年度、令和3年度はすごく大変で、今年度になってやっと可能性が見えてきたのではないかと多いところが多い中で、こちらでは令和3年度で既にこういう形でいい成果が出ています。どうしてかということで見ましたら、物販部門が強いので

すね。これはびっくりしましたけれども、そんなに落ち込んでいません。確かに令和2年度は落ち込みましたが、令和3年度は今までで最高の売上げを上げています。これは物すごく今のコロナで苦しんでいる中では大きな数字だと思います。こういう強いところ、良いところもあるので、いいところはいいところでしっかりと評価しながら伸ばしていくことも大事だと思います。

それからもう一つ、品川駅周辺の再開発ですが、私はあそこが大きく再開発されるので、これからすごく良くなる場所に今のあきた美彩館があると思います。これは、もう絶対プラスの要素ばかりだと考えていたのだけれども、再開発されて具合が悪くなるのではないかとという要素もあるのでしょうか。どうのことを心配しているのでしょうか。

食のあきた推進課長

二点ありましたので、最初に一点です。令和3年度に物販部門が結構回復しているという部分については、当然人流が少しずつ回復してきているといった状況もありますし、物産部門を運営している事業者の頑張りのあったということはもちろんですが、今年の6月補正予算で措置した「あきたうまいもの割引券」（あきた美彩館と秋田ふるさと館で利用できる共通割引券のこと。1千円以上の購入毎に、次回1千円以上の購入で500円を割引するクーポン券。）もそれなりに成果を押し上げたのではないかと考えています。発行枚数が8万枚で、実際に使われたのは正確に言えば4万3,966枚ですが、こういったものが購買を少しは押し上げたのではないかと考えています。客単価が1人2,000円ぐらいだとすれば、4万4,000人が来れば8,800万円と、机上の計算ではそうなりますので、そういった部分が押し上げたこともあると思っているところです。

二点目の再開発についての懸念事項ということですが、まず時期的なことなど詳細が全然分かっていないことです。今分かっていることを少し話しますと、平成31年3月に国土交通省が基本構想的なもの（国道15号・品川駅西口駅前広場「事業計画」のこと。）についてポンチ絵を出しています。品川駅前に国道15号があるのですが、それを拡幅して、その2階にデッキを架けるという話があります。半分デッキを架けて、リニア中央新幹線の開業に間に合わせて駅前広場を造ります。その後、時期は未定ですが、その南側に更にデッキを造って複合ターミナルを造ることなのですが、ただそれがいつまで掛かるのかなど、そういったことが全然見えてきていない状況です。デッキが架かれば、その上を歩いてあきた美彩館に直接行けるということも可能性としてはありますので、非常に利便性が上がる

のではないかと思います。ただ、それまでの間がどれぐらいあるのかというのは見通せていません。

今の話は駅前についてですが、あと街区といえますか、まちのほうも再開発されます。駅前の真ん中に柘榴坂という坂があって、シナガワグース（品川駅高輪口前の複合商業施設）などがある駅を背にして右側のゾーンはもう再開発が始まるということですが、あきた美彩館がある4丁目（東京都港区高輪4丁目）の街区についてはまだ全然決まっています。ただ、駅前再開発の手始めに国道の拡幅があるということなので、国道の拡幅において道路に面した店舗を少し壊したりなど、そういうことは出てくるだろうと言われていています。懸念される事項というのは、工事の間は一時的に——工事の状況によっては周辺の会社のビジネス客がいなくなったりとか、人通りが減るのではないかとということです。あるいはそれほど減らないのではないかと意見もありますが、そこは見通せていません。

それと、国道の拡幅についてはもう少しすればはっきりすると言われていたのですが、どれぐらいの工事なのかということで——先ほど鈴木委員からもありましたが——入口が目立たなくなるようなことがあれば困りますので、そういったことのないように、今いろいろとやり取りをしてお願いをしたりしているところです。

佐藤賢一郎委員（分科員）

コロナ禍の状況になって一番大きな影響を受けているのは飲食部門だと思いますが——秋田県から東京に出店しているところもあります。私がよく知っているところであべや（本家あべやのこと。）というお店があり、私と同じ地元の人がやっていますけれども、秋田県でもお店を出して、東京都内でも何か所かやっています。こういうすごい落ち込みの中で、どうやって切り抜けていこうかということで頑張っている状況があります。ですから、あきた美彩館だけの問題ではなくて、そういう形で事業をやっている方々はみんな直面している課題だという視点で、これを乗り越える道があるのであればそれを追求しながら、周りにも波及していく取組をしてほしい気がします。売上額の数字だけを見れば、もう無理だと投げ出したくなるような感じもありますが、実際はそういう中でもがきながら頑張っているところが県内にもたくさんあるので、そういう点で何とか可能性を見つけていくように頑張りたいと思います。

食のあきた推進課長

ありがとうございます。令和3年度の飲食部門の実績はこうですけれども、これからまた観光や人流が回復していく中で、どれぐらい持ち直すかしっかり見ていきたいと思っています。

あきた美彩館の大きな売りは、丸ごと体験できるということで、ただ物販をするだけではなく、食べて、触れてという部門がありますので、ここがどれぐらいできるのか見ていかなければいけないと思いますし、そういう意味でも飲食部門は頑張らなければいけないと思っています。

あと、秋田県にゆかりのある飲食店等もたくさんあるということですが、確かに大変な状況の中で頑張っているという話も聞いています。そういったところとも連携しながら——あきた美彩館もそうですが——そういったお店を束ねて、それぞれが秋田県の良さをPRすることで、秋田県の知名度向上、認知度向上という相乗効果も出てくるかと思ったり、そういった取組もしていく必要があると思っています。

新しい県人会として、昨年「あきたいざたん」という団体が県の認可を受けました。秋田居酒屋探訪を略して「あきたいざたん」ということでして、そういった情報のマップを作ったり、SNSで情報を発信したりという動きも出てきています。あきた美彩館としても、そうした動きの中で秋田県の認知度向上ですとか、食と観光、そういったものにも貢献できるようにしていきたいと考えています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

あきた美彩館の飲食部門はテイクアウトをやっていますか。

食のあきた推進課長

テイクアウトもやっています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

テイクアウトのメニューを増やして、買物に来る人たちがテイクアウトで買って持って帰れるということも——飲食部門の売上げになるような取組をしていけば、大きなプラス要素になるのではないかと、ちょっと思いつきですけども思いました。

近藤健一郎委員（分科員）

過去最高の売上げがあった平成30年度の3億6,100万円、この数字はどうなのですか。この売上げで満足なのですか、どうなのですか。比べようがないのです。例えば北海道とか、他の県もアンテナショップを持っているのだろうけれども、そっちがどうなっているかというのはあるのですか。つまりこの資料にある数字だけであり方がいいのかどうなのかというのは……。そういった検討をしたことはあるのですか。

食のあきた推進課長

他県のアンテナショップと比べてということもあると思いますし……

近藤健一郎委員（分科員）

そういう言い方がいいかどうか……。

食のあきた推進課長

あるいは秋田県としてという、両方の意味が込められていると思いますけれども、資料にある数字自体はやはり頑張って取ってきた数字だと思っています。また、これから人流がどうなっていくかによって、まだまだ伸ばせるのか、伸びないのかというのは見ていかなければならないと思っています。

ただ、立地の違いはやはりあると思います。立地と経費のバランスということで、今後も場所の検討などをしていくことになると思いますが——他県のアンテナショップの状況については、調査結果などを見ると——売上別の店舗数というもので、62あるアンテナショップの階層分布みたいなのですが、それでいくとあきた美彩館の売上は、コロナ禍前の令和元年で62店舗中16番目でした。それが令和2年には落ち込んで、62店舗中の29店舗というか、順位ははっきり分からないのですが——階層ごとになっていて、どこのゾーンでやっているかということなので——その数字がどのように分析されるのかというのは別にあるかと思うのですが、それほど悪くはないと思っています。

近藤健一郎委員（分科員）

頑張っているということですね。聞いて良かったです。もっと頑張っただけであればと思いますが、これからアンテナショップのあり方検討委員会もあるだろうし——売上向上を目指していくこともそのあり方の検討の中に入っているのですか。

食のあきた推進課長

費用対効果も前提にはありますが、売上を上げるということはお客様が一人でも増えるということでもありますし、秋田の県産品が多くの人に渡ることでもあります。知名度の向上に直結しますので、そういったことは考えていくことになると思います。

近藤健一郎委員（分科員）

頑張っただけであればと思いますが——当初あの立地に関して、あそこのラインの住宅地の方々も買物してくれるという話がありましたが、今もそうですか。客層として、ちょっと坂を上っていったところにある高級住宅地、あのラインの方々の買物は、当初目指したとおりになっていますか。

食のあきた推進課長

客層の分析ということですね。数字を捉えているわけではありませんが、運営事業者などに聞くと、平日はやっぱりビジネス客が多くて、休日は宿泊施設に来た観光客ですとか、あるいは近隣に水族館等もありますので、そういうところに来る客の場合もあります。

そのほかに、コンスタントに近隣の住民も来ているということで、結構あそこで買物をしたり、フェアを楽しみにしている方もいると聞いていますし、

ウィング高輪（ショッピングセンター）でセールみたいなものがある、ポイント10倍とか、そういうのがあれば、それを楽しみにしている方もいると聞いています。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりました。あり方検討委員会で検討していくということなので、より良い姿にしていただければと思います。

三浦茂人委員（分科員）

先ほど他県のアンテナショップとの比較について話がありましたけれども、それぞれ条件とか店舗面積も違うと思うので、例えば物販部門でも飲食部門でもいいのですが、坪単価当たりの売上高の比較といったものも、この後比較する意味でもしデータが集まるのであれば、提供をお願いします。今日でなくてもいいです。3年間、取りあえず今の場所で継続して、その間に様々な検討をしていくという前提でしようから、そういった比較もしながら——売上額だけではなくて、坪単価での効率はどうなのかということも併せてやっていかないと公平な比較はできないと思いますので、そういうデータも集めながら3年間暫定的にやっていくということだと思いますので、品川駅になるのか東京駅の近辺になるのか、それも含めて検討すると思いますので、それをひとつお願いしておきます。

委員長、別の——食品事業者の競争力強化について質問してもいいですか。

委員長（会長）

いいですよ。

三浦茂人委員（分科員）

委員会提出資料2ページの食品事業者の競争力強化についてです。非常に大事なことだと思いますが、この資料だけでは——恐らく加工食品のことを言っているのだらうとは思いますが——具体的にどういった分野に力を入れていくのか、ウエートが掛かっていくのかが分かりづらいです。農林水産部、それから産業労働部とも連携するということなので様々な分野が対象になると思います。例えば、今は小麦が高騰しているから米粉の需要が高まっているという話もありますし、米粉はグルテンフリー（小麦などに含まれるグルテンを摂取しない食事や食品のこと。）なので、そういう意味では強みがあります。そういったところにもう少し特化していくのか、秋田県の強みのある食品をベースにした加工食品にもっと光を当てていくのか、もう少しその辺の具体的なビジョンなどが分かればいいと思ったのですが、その点についてはいかがですか。

食のあきた推進課長

この分野は食のあきた推進課が所管していますので、食品事業者、特に食品製造事業者という視点が

強くなると思います。農家の六次産業化はもちろん含んでいくのですが、そういった加工食品というものにフォーカスしてビジョンを作っていきますし、取組も進めていきます。

米粉など様々な分野がありますが、そういったところはある程度すみ分けをしながら——米粉については今回の議会に農林水産部のほうから支援の予算が上がっています。それぞれの持分を進めて、3部連携ということで食品産業振興統括監が調整しながら、各部で連携しながら全体として進めるような形でいければと考えています。

食品事業者の競争力強化に向けた取組として強く進めていきたいことは、資料にも記載していますが——食のあきた推進課は観光文化スポーツ部ではあるのですが——食品事業者の経営基盤を強固なものにしたいというのが一番です。そのために今年度、食のあきた推進課で産業労働部の食品工業班を取り込んで、一気通貫の支援をしていくということにしていますので、そこに関しては、いろんな支援を充てながら進めていきたいと思っています。また、これまで進めてきた商品開発、販路開拓、ブランド化というところで、今の秋田の食に磨きを掛けるといった部分も進めていきたいと思っています。

ただ、それだけではまだ足りない部分もあるので、今までの概念とは全く違うようなものもできたらとは考えていますが、なかなかそこまで思いつかないところです。一生懸命考えていきたいと思っています。

あとは、より専門的な知識を持った中小企業支援や企業誘致という部分については産業労働部にお願いしてということで、それぞれが持分で力を発揮しながら3部連携の取組を進めていきたいと考えています。

三浦茂人委員（分科員）

多様な取組をするのでしようけれども、今後どのような形になるのか注目していきたいと思っています。資料に「食のあきた推進課を新設することにより」と記載していますが、ではこの食のあきた推進課では具体的にどういうことをしていくのですか。3

(2)のところに「輸出商品の発掘」とありますが、これは例えば生の食品——リンゴだとか桃だとか、そういう食品を輸出するのか、あるいは何か加工して、秋田の食品として輸出——販路拡大をしていくとするのか、その辺はどうですか。

食のあきた推進課長

食のあきた推進課は何をしているのかということですが、昨年度までは秋田うまいもの販売課であり、県産食品の商品開発や販路拡大を進めてきた課です。加工品の輸出も含めて取り組んできたところで

今年度は、それに産業労働部の地域産業振興課か

ら食品工業班という班を加えて、商品開発から製造、販売、輸出まで含めて、食に関する支援をワンストップで行うということで、食のあきた推進課を新設したところです。また、そこで総合相談窓口を開くことで、食品事業者の利便性も確保していきたいという考え方です。

輸出に関しては、ターゲットとする国ごとに加工食品の輸出に向けた取組を進めるということで、今年度は台湾、中国、フランス、あとフィンランドといったところでの取組を進めているところです。

生鮮食品については、東南アジア方面に果物等を出しているわけですが、これについては農林水産部の農業経済課販売戦略室で推進しています。

石川ひとみ委員（分科員）

食品事業者について、「最近10年間で事業者数が約3割減少」とありますが、10年前はどのぐらいの数だったのですか。

食のあきた推進課長

事業所数は、今は346ですが、10年前は462ということで、約3割減少している状況です。

石川ひとみ委員（分科員）

それはやはり事業者が高齢化して事業承継がうまくいかなかったとか、そういう理由が大きいのでしょうか。

食のあきた推進課長

そうですね。他の中小企業と同じように、後継ぎの確保に苦慮したりといったこともありますし、食品事業者——同じ中小企業の中でも食品製造事業者というのは総給与額が平均と比べて7割ぐらいという数字もあり、なかなか職業というか、仕事として魅力がないというようなこともあります。小規模で家内工業的にやっていたり、豆腐や納豆のような日配品を作ったりで、仕事もきついですし、家内工業的にやっていると規模拡大もできないので、そこで後継ぎがいなければやめてしまうというケースもあると伺っています。

食品産業振興統括監（兼）総合食品研究センター所長

確かに事業所数からいけば3割近く減少しているのですが、従業員数からすると6%程度の減にとどまっています。

そういうことを考えれば、本当に規模の小さい家族経営でやっているような事業所が減っていると思われれます。これは今黒澤課長が話したとおり、後継者という問題は確かにあると思うのですが、例えばまちのケーキ屋さん一つ見ても、今はコンビニに行けば非常に安くおいしいケーキが売られています。そういう価格競争の中で勝ち残っていくのが難しいというのが実際のところではないかと思っています。あと、よく豆腐だとか、まちに必ず1か所や2か所は

豆腐屋があったわけなのですが、そこも結局量販には——大手の豆腐屋がいて、小さいパックの豆腐が3つ入って100円ぐらいで売られていますよね。なかなかそういう価格競争——特に量販店やコンビニを相手にした価格競争の中で、今の製造規模では価格の面で太刀打ちできなくて、やむを得ず廃業に追い込まれるというケースが多いのではないかと認識しています。

石川ひとみ委員（分科員）

昨今、ウクライナの関係もあって小麦の高騰等——この間知事から、小麦がなければ米を食べたらいといった話もありましたが——346の事業所の中で、そういった米粉を加工したりするような業者はあるのですか。

食品産業振興統括監（兼）総合食品研究センター所長

米粉といっても、製粉業——要は穀類の製粉を行っている事業者は県内で4社ほどあります。

米粉の最終商品——米粉のパンや米粉が入ったお菓子や麺などを作っているところは20社、30社はあると思いますが、必ずしもそれだけを作っているわけではなくて、商品アイテムの一部としてそういったものも作っているといった形なので、それに特化した事業者というのは数社あるかどうかだと思います。

主に六次産業化として農業法人が米粉のパンを作ったりということはあると思いますが、本当に食品製造業として米粉の商品専門のところは、恐らく県内にはないと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

食品産業振興統括監に伺いますが、小麦アレルギーのこともあるし、こういった事情からすると、もっと米を消費して——形を変えて——というように思うのです。今回、米粉パンを学校給食で提供するための補正予算が農林水産部から出ていましたが、子供たちにとっても——米粉パンばかりではなくて、以前は米粉麺というのもありましたよね。それから、ベトナムのフォー（米粉を主原料としたベトナム発祥の平打ちの麺またはその麺料理のこと。）とか、あるいはビーフン（うるち米を主原料とした中国発祥の乾麺のこと。）とか、そういった加工は秋田では無理なのでしょうか。

食品産業振興統括監（兼）総合食品研究センター所長

東南アジアのビーフンなどは日本で作られている短粒種や中粒種という粘りの強い米では作れません。長粒種というばさばさした米でないと、ビーフンはうまく作れないので——県内で長粒種というと、多分米として売れないと思います。なので、安い米を大量に輸入して作るというのは手かもしませんが、

現実的に考えてそれは難しいと思います。

あと、ただ粉をひけばいいというものではなくて、米粉も粒子の大きさによって、例えばパンで使えるものとか、麺で使えるものとか、当然品種の——アミロースとかといいますけれども、粘り気の強さによって向き不向きとかがあって、一概にただ米を粉にすれば何でも使えるかということ、なかなか技術的な課題も多いということです。

加えて、輸入小麦との価格差——恐らくまだ倍近い差はあるのではないかと思います、その価格差を吸収できるだけのクオリティーの高い商品が作られて、それが消費者にきちんと評価されれば、ある程度定着してくると思うのですが、まだそこまで米粉商品の価値が消費者の方々に訴求できていないと思います。結局作ってもなかなか売れなかったということ——10年ぐらい前に第1次米粉ブームがあり、いろんなところで米粉のパンや麺が作られていましたが、やはり米粉の良さというのを十分訴求し切れず、そのブームは終わってしまいました。

今回また、私どもも事業者の方々に、「小麦の価格が上がったので米粉の利用はどうか。」といういろいろ話は聞いているのですが、やはり商品づくりの面で、果たして作ってもそれが消費者の方にどう評価してもらえるかを心配していて、なかなか思い切っただ変えていくといいますか、そういったことができないという方が多いと思います。そこら辺は、私どももPRの面でもっとやっていかなければいけないとは認識しています。

石川ひとみ委員（分科員）

秋田県にとって米というのは主力産業なので——かつては米粉パンもおいしくないということもあって、人気はなかなか広がりませんでした。秋田の米に合った——ビーフンが無理なら、そういった何か加工したものを商品化していくような研究をして、秋田県の発展につなげていただければと思います。是非頑張ってくださいと思います。

食品産業振興統括監（兼）総合食品研究センター所長

ありがとうございます。県では、5年ほど前からあきたコメ活プロジェクト事業ということで——秋田県は米の産地でありながら米関連の加工品が全国で二十数位という状況です。良質な原料がたくさんあるのに加工産業が育っていかないという課題を少しでも解決していこうということで、いろいろと商品開発だったり、あるいは作った商品の販路開拓だったりという取組を進めていますので、その取組を一層強化しながら、米の加工品も併せてブランド化できるように進めていきたいと思っています。

松田豊臣委員（分科員）

食のあきた推進課の仕事といいますか、業務は非

常に重要だと認識しています。特に食品事業の拡大というのは本当に大きな要素になってくるし、ましてやこの観光文化スポーツ部に配置されたという意味は非常に大きいと認識しています。

その中で伺いたいのですが、先ほど話に出た346事業所の売上高といえますか、現段階での事業規模を教えてください。

食のあきた推進課長

令和元年の数字ですが、工業統計調査による食料品・飲料等製造品種価格等は1,335億円となっています。東日本大震災のときに一回どんと落ちて、その後少し低い時期が続きましたが、その後伸びてきました。ただ、ここ一、二年は微減といったところで推移しています。

松田豊臣委員（分科員）

そうしますと、現状で1,350億円ぐらいでしょうか。それを今後、5年後、10年後、どのくらいまで目指していくのかというビジョンは現段階で持っていますか。

食のあきた推進課長

すみません。プラン（新秋田元気創造プランのこと。）の資料の中にあるのですが、今手元にないため後ほどお答えしたいと思います。

松田豊臣委員（分科員）

では質問を変えます。現状、346事業所のうち、加工業、製造業がメインだという話がありました。当然加工にも1次加工、2次加工、3次加工とあると思うのですが、1次加工の分野ではどのくらいの事業所数があって、どのくらいの売上規模があるものなのですか。

食のあきた推進課長

工業統計調査の中でも、更に細分化して品目ごとの内訳などはあるのですが、1次加工、2次加工という切り口では分類されていなかったと思いますので、申し訳ありませんが、把握していません。

松田豊臣委員（分科員）

生鮮食品——カット野菜または冷凍野菜などの冷凍食材のニーズが多いとも聞いているのですが、これは多分1次加工に当たると思います。そういった分野での収益力の向上といえますか、売上高の向上といえますか、そういう方向性については検討していますか。

食のあきた推進課長

1次加工処理も農産物の付加価値を高めるという意味で非常に大事だと思っていますし、農業法人なども現に取り組んでいるところが増えてきている状況です。

ただ、食品製造業ということになると、それだけではなかなか事業規模が大きくなるので、いろいろな加工をする中での一部として取り組むという

ことになろうかと思います。それだけだとなかなか規模は伸ばせないと思いますが、秋田県の中でも取り組んでいる企業は若干ありますので、そういったところに対してはより経営改善を図れるように支援していきたいと考えています。

松田豊臣委員（分科員）

規格外の農産物、生鮮物関係も、そういった1次加工に回すことによって有効活用ができると聞いていますし、また県内でもそういった事業所が必要だという話も聞いていますので、是非ともよろしくお願ひします。

もう一点ですが、食品の最終製品といえますか、今どのくらいの品目数がありますか。先ほど約1,300億円の売上高があるという話を伺ったのですが、品目数としてはどのくらいあって、県としては今後それをどのように持っていきたいと考えていますか。

食のあきた推進課長

大変申し訳ありません。品目数の目標というのは持ち合わせていません。食品の種類という切り口もあれば、商品のアイテム数ということにもなるかと思うので、そうなると物すごい数になると思いますが、そういった面での数字というのは、計画としては持っていません。

松田豊臣委員（分科員）

なぜそういった質問をしたかといえますと、どの分野の商品群に今後県として取り組んでいくのかということを開きたかったものですから、それで質問をしたわけなのですが、ではまた分かりましたら…

食品産業振興統括監（兼）総合食品研究センター所長

おっしゃる意味は十分理解できます。ただ、産業分類——統計上分類されているのが、例えば畜産加工だとか清酒だとか、パンや菓子だとか、あるいは麺類だとかで、そういう分野ごとの事業所数や販売額は把握できるのですが、その中で更にその商品の細かい区分ごととなると——例えば酒と併せてみそも造っているところもあります。それ以外にも、やはりいろんなところで重複というか、分類がまたがるような取組もあって、なかなか把握しにくいところもあります。私どもとしては、できるだけ産業分類ごとに、いろいろと数字を見ていきたいと思っています。

それと、先ほど1次加工の話がありました。確かに1次加工品というのは、産地に立脚した形で進めていければいいと思います。というのは、農林水産部のほうでもメガ団地でかなり大規模に野菜の生産が行われています。そうすると、規格外——要は出荷できないようなものも相当の数が出てきます。そ

これらの付加価値を高めることで、農家の所得にも還元できますし、そこにまた一つの加工産業ができてくるのではないかと思います。秋田県で最終商品を作って、例えば大手メーカーと価格競争で勝てるかという、なかなか難しいと思います。一番大きな企業で——県南の納豆メーカーがありますけれども、そこでさえ出荷額からいくと業界全国で4位です。米菓でも大きいところがありますが、それとて二十数位、お酒で一番大きいところでも二十何位という状況です。なので、できるだけ産地の段階であまり高度な加工技術を使わない形でニーズのある1次、2次加工の部分というのは、これからまだまだ伸び代があるのではないかと思いますので、農林水産部、あるいはそこに工場を建てるとなると産業労働部、そういったところと十分連携しながら、そういうビジネスモデルみたいなものを示していければと思っています。

松田豊臣委員（分科員）

よろしくをお願いします。

鈴木真実委員（分科員）

資料の2ページから3ページに掛けては、食のあきた推進課を作った目的、新しい体制、それから今後取り組むことについての課の説明だと理解してもいいのですよね。

食のあきた推進課長

課の説明も含めてということですが、今年組織再編したということで、新たにプランを補完するビジョンも作るということで、今後の方向性などについてお知らせしたということです。

鈴木真実委員（分科員）

県民から非常に求められている分野だと思いますし、秋田県としての様々な期待もこの課に込められていると思います。資料の3（4）の食品産業振興ビジョン（仮称）の策定なのですが、これと似たようなものが以前にありませんでしたか。

食のあきた推進課長

すみません、ちょっと私も把握し切れていないのか、食品産業に特化したビジョンというのはまだ作ったことはなかったかと認識していました。

鈴木真実委員（分科員）

食品加工など食品産業に関してのビジョンはなかった——今回が初めてという位置づけだけでも、例えば県民から「農産物を加工して県外に売り出すような大きな加工所が欲しい。」と盛んに言われているのは、多分皆さんも分かっていると思います。このスケジュール感は悠長過ぎるというか、ゆっくり過ぎるというか——議会に説明する、議会に骨子案、それから草案を示す、パブリックコメントもやるというのは分かるのですが、県民はそういうビジョンみたいなものをもっと早く作ってほしいと考え

ているのではないかと思います。県民は次の施策、次の企画とどんどん求めているような気がしてならないのですが、いかがでしょうか。

食のあきた推進課長

県民のニーズがあるという意見は非常にありがたいと思って聞いております。

ただ、ビジョンを作るからには、ある程度の時間が必要ではないかと思っています。取りあえず今始めているのは、食品事業者へのヒアリングでして、5月から7月の間に三十何か所を回ることにしています。議会ももちろんありますが、通常業務もある中で、それをこなしながら回っていくというのは、1日、2日ではできませんし、先方の都合もありますので、ある程度時間を掛けて丁寧に聞いていく必要があるのではないかと思います。それと、2回の検討委員会を踏まえて——3つの部にまたがるので——庁内ワーキングというのをやるとなると、どうしても年度内ぐらいの成案というスケジュール感で進めているところです。

鈴木真実委員（分科員）

私の感覚では——資料に「プランを補完し」という言葉もあり、プランに基づいて進めていくのですが——期待されている分野であるからこそ、別に2月議会で成案とならなくても、私はもっと前倒しで進めて、このようにしてやるのだということを見せてもいいのではないかと感じました。これは私の意見ですが、どうでしょうか。

食のあきた推進課長

御意見ということで承りまして、できるだけ早くできるような形で考えていきたいと思っています。いろんな関係課との調整もありますので、そういったことを勘案しながら進めていきたいと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

7月までの事業者を対象としたアンケート調査、それからヒアリングは非常に大切だと思います。そこを大切にしながら迅速に進めてビジョンを作るのだけでも、その後が大事だと思います。作った後もどんどん直していけばいいと思います。その辺りについて県民が納得するような食のあきた推進課であってほしいという思いを込めて、私の提案です。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、交通政策課長の説明に関する質疑を行います。

【「休憩しませんか」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここで休憩します。再開は、午後3時35分とします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時35分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

再開いたします。

食のあきた推進課長

休憩前に松田委員から質問がありましたことについてお答えします。食料品・飲料等製造品出荷額等について、目標のようなものはあるかという質問ですが、現在の新プランにおいては、この出荷額については経過検証指標としており、特段目標額は設けていません。これは——今令和元年の数字が出ていますが——数字が出るまで2年ぐらい掛かるため、なかなか経過を判定できないということで、モニタリングの対象としているという整理です。

ただ、この新プランになる前の第3期あきた元気創造プランの中では目標として掲げており、その際の目標額は、平成33年——令和3年に当たりますが、1,300億円となっています。結果的には、令和元年で1,335億円なので、当時の目標を上回っていた状況です。

委員長（会長）

次に、交通政策課長の説明に関する質疑を行います。

石川ひとみ委員（分科員）

第三セクター鉄道の令和3年度決算見込みについて伺います。特に秋田内陸線（秋田内陸縦貫鉄道株式会社のこと。）のところで、事故車両保険金が収入として入ったから、何とか損失額が1億9,800万円となっています。

昨年度でしたか、一昨年度でしたか、途中で損失額が更に大きくなりそうだとということで補填したような気がするのですが。

交通政策課長

補填というか、コロナ対策事業としての維持支援金（三セク鉄道安全対策交付金のこと。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。）は出しています。

石川ひとみ委員（分科員）

何か途中で、厳しい状況なのでという話で——それは昨年度ではなかったでしょうか。

【「基金条例の改正」と呼ぶ者あり】

交通政策課長

昨年度は、確かに1,900万円ほど出しています。コロナ禍の厳しい中で鉄道を維持していくための支援金として支出しています。

石川ひとみ委員（分科員）

コロナの支援金にしても収入にはなっているので、それがなければ損失額はもっと大きかったということになりますよね。大変厳しい状況ではないかと思うのです。今よく全国的にも第三セクターの鉄道等について取り上げられていて、レールバスになってみたり列車を新型に替えたりなど、全国的にあると思うのです。今後、県は第三セクター鉄道についてどのように考えていくのでしょうか。

交通政策課長

御指摘のとおり、沿線の人口減に加えて施設の老朽化なども含め、経営状況が非常に厳しくなっています。また、近年は災害等も増えており、他県においても経営状況が厳しくなっているところです。

まずコロナ禍においては、こうしたコロナ対策交付金も利用しながら運行の維持を支えていって、これからコロナの規制緩和とともに人の往来が増える中では地元の利用を促進して通勤、通学の足として利用していただきながら、一方で観光誘客などの中で利用していただくことについても積極的にPRして、利用客増を図っていかねばならないと思っています。

また、それだけでは赤字は解消されないと思いますので、そこについては県、地元市町村と一体となって、会社とあり方について今後どうやって持続的な運行を可能にしていくか引き続き協議していきたいと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

2月議会のときもちょっと質問しましたが——私も利用したことがあるし、また沿線を車で通ったこともあるのですが——要は、観光客がコロナで減っているかもしれませんが、なかなか地元の人の利用——由利高原鉄道のほうは通学定期割引制度という頑張りもしていると思いますけれども——秋田内陸線に関しては沿線の距離も長いですし、地元の方たちも高齢化している状況からすると、集客をどう図っていくのかすごく心配なのです。そこら辺はどのように考えていますか。

交通政策課長

由利高原鉄道については、通学定期を半額にして学生たちに乗っていただいて良かったと思っています。そうした取組も参考にしながら、秋田内陸縦貫鉄道については従来から市町村において通学定期などに補助をしていますので、あとは地元の企業にも通勤で使えるようにしていくとともに、例えばバスとの連携を良くするとか、そういった取組をして地元の利用も掘り起こしていきたいと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

部長に伺います。現状のままでいいとは誰も思っていないと思います。もちろんそれぞれ努力はしていますが、人口も減っている地域で今後こういった形でこれを維持していくことが最良策なのかを考えているとは思いますが、どうでしょうか。

観光文化スポーツ部長

秋田内陸縦貫鉄道については、沿線の人口が非常に減ってきています。一方で、コロナ前までは観光客の利用が、特にインバウンドを中心に増えてきていまして、そういった新しい需要を生み出しながら路線を維持してきています。今はコロナ禍でせっかく集めた観光客の部分がなくなっていますので、当面このコロナで落ちた分はしっかりとサポートしていかねばいけないと思います。

ただ、先々コロナ後、そうした観光の利用が元に戻ったとしても、沿線の利用が更に減っていくようであればまだまだ厳しい状況になっていきますので、この地域の公共交通のあり方はどういったものが望ましいのかを地元の市町村や県でしっかり考えていきたいと思えます。一定の経費の中でどういう運行ができるのか、あるいはどこまで県なり市町村が支えられるのかといった部分をしっかりと議論しながら、この地域の交通のあり方をどうしたらいいのか、この後皆さんで——今のところは基金があるのでその間は大丈夫なのですが、このままいけば10年くらいで大分なくなりますので、基金がなくなった後どうするかを考えながら——この先を考える時期がだんだん近くなっていると思えますので、そういった議論を始めていきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

秋田内陸縦貫鉄道の令和3年度決算見込みの費用のところで、人件費の摘要欄に「社員の欠員補充等」と記載されています。欠員を補充して人件費が1,200万円近く増えているのは、人員を増やしたということですか、それとも給料単価の高い人と入れ替わったとかということですか。その要因を教えてください。

交通政策課長

もともと人員が足りていない状況にあり、継続的に募集しています。昨年度は3名新たに入社して、そういった意味で人件費が多くなっています。

三浦茂人委員（分科員）

分かりました。例えば欠員が1人いて、そこに1人補充したというのではなくて、もともと少なかったので足りない分を補充したと、それで増えたということですね。

委員長（会長）

ほかにごさいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、文化振興課長の説明に関する質疑を行います。

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、スポーツ振興課長の説明に関する質疑を行います。

三浦茂人委員（分科員）

先ほど当日配付資料を頂きましたけれども——私はバスケットボールはあまり詳しくないのですが——マスコミ報道等もあって、いろいろと出ていますけれども、秋田ノーザンハピネッツ（秋田県秋田市をホームタウンとするプロバスケットボールチームのこと。）が新しく出来る県立体育館を本拠地にするということは、正式に決まった話なのでしょう。

スポーツ振興課長

ハピネッツ社（秋田ノーザンハピネッツ株式会社のこと。）からはそのような要望がありまして、こちらとしてはできるだけ要望に添いたいという形で進めてきましたが、はっきりと何か書面などで宣言をするというようなどころまでは至っていないはずで。

三浦茂人委員（分科員）

今は秋田市立体育館が本拠地だと認識していますが、手続上はいつでもどこかで契約というか、本拠地にしますという書面とか、きちんとした形での締結をするのですか。

スポーツ振興課長

今のところそれに関する取決めは明確になっていませんが、いずれそういう形——特にアリーナについてはBリーグ（2016年に設立された国内男子プロバスケットボールリーグのこと。）の基準を満たすようなVIPルームですとか、ラウンジですとか、そういった部分が出てきますので、そのところは明確にした上で進めていく必要があると思っています。

三浦茂人委員（分科員）

県立体育館を建て替えなければいけないのは分かっていますが、体育館とアリーナの違いというのが私はいま一つよく分かりません。マスコミでもよくアリーナと出てきますが、体育館とアリーナは似て非なるものなのか、県民の皆さんも——バスケットボールに詳しい人はしっかりと分かる、イメージできるのだろうけれども——私らのような素人には体育館とアリーナはどこがどう違って、建てるのであれば体育館を建てるのか、あるいはアリーナを建てるのか、どっちなのかと。あるいは両方の機能を持ったものなのか。そうすればどんな建物になるのか、イメージが湧きません。そこを分かりやすく説明し

てもらえませんか。

スポーツ振興課長

アリーナについては、まずはイベントですとか、特にバスケットボールのようなもので使用する場合がありますと、せり出しの椅子がありますけれども、ああいったものが両面から出てきてコートで4面取り囲むような形で観覧席が配置されているようなものをアリーナと呼んでいるようです。その他、最近では観覧者に配慮した点というか、観覧者の視点に立ったようなビジョンですとか、音響、照明ですとか、そういったもので見る側も楽しめるような視点を多く取り込んでいるのをアリーナと考えています。いわゆるスポーツエンタメ施設のようなものです。

一方、体育館については、観覧席等はあるものの、まずはバレーボール何面、バスケットボール何面のような、ある程度のコートが確保されているものと考えています。

体育館の建て替えなので——通常、アリーナも椅子を出さない場合はある程度の広さを確保できますのでそこで通常の体育的なものはできますし、イベントとなれば椅子を両面から出して取り囲んで観客に配慮したようなイベントができるもの、そういったものと考えています。

三浦茂人委員（分科員）

そうすれば、大きいスペースがあって、バスケットボール以外のときにはバレーボールとかができるようなコートになっていて、ハピネッツが使うときは観客席が移動式というか、可動式というか、そういった形にするのですか。初めからそういうスペースを作るのではなくて、可動式の観客席を作る体育館になるということですか。

スポーツ振興課長

おっしゃるとおりでして、通常使用の場合はある程度のスペースが確保できるような形で、そこで普通の大会ですとか、その他商談みたいな、ある程度広さの必要なイベントはできると思います。

ハピネッツのバスケットボールだけではなく、例えばバレーボールですとか、バドミントンですとか、小さいものでは卓球でも、周りから椅子を出してきて1面を取り囲むような形で観客がそのプレーを四方から楽しめると、そういった機能が変わっていくような形を考えています。

三浦茂人委員（分科員）

そうすれば、県立体育館を建て替えるのではなくて、アリーナを造るとイメージすればいいのでしょうか。

スポーツ振興課長

一般質問の答弁でもありましたが、メインのアリーナとなるものは、通常は体育館としての使い方ができつつも、そういったイベント——ハピネッツの

ようなイベント、プロチームがやるようなイベントがある場合はアリーナ仕様にチェンジすると、そういうメインアリーナを考えています。

三浦茂人委員（分科員）

今卓球とか、いろんなスポーツもできるということ——ハピネッツ専用のアリーナを造るわけではないですね。県民の体育館、県民のアリーナでしょうから、当然その視点は根底にあると思います。

さっき頂いた資料についてです。様々なマスコミ報道を見ても、応援するのは全く問題ないと思うのですが、新しいB1リーグですか——このスケジュールというか、この資料でいくと、今目指しているのは新B1リーグが開幕する2026年シーズンからハピネッツが参戦するために進めているのですか。それとも2028年シーズンから参戦するのを目指しているのですか。どっちを狙っているスケジュールなのですか。それと、2026年シーズンからの新シーズンに参入するとすれば、それはルール上可能なかどうかをしっかりと把握しているのか、その辺を教えてください。

スポーツ振興課長

理想は、2026年シーズンから新B1リーグに参戦できることです。アリーナそのものはまだ出来ていないわけですが、2028年までには出来るということで、行政が関わる体育館が出来るということをして2024年10月の初回審査（新B1リーグに入会するための初回審査のこと。）の段階でハピネッツの方がしっかりアピールして、条件の緩和などをリーグ側に働きかけていきたいと思っています。

ですので、アリーナが出来ていなくても、2024年の段階で新体育館の整備をお認めいただけるのであれば、この2シーズン（新シーズンである2026-27シーズンと2027-28シーズンのこと。）は例えばCNAアリーナ（秋田市立体育館のこと。）を使って、2028年シーズンに新しい県立体育館が出来たときにはそちらのほうに移っていくということが理想です。

三浦茂人委員（分科員）

一般質問での部長の答弁にもあったように、新体育館を半年前倒しして造るにしても、2026年シーズンには出来ていないわけですね。だけれども、新B1リーグに入会する条件の緩和をお願いしていくという話ですが、実際にそれは可能なのですか。

例えばブラウブリッツ秋田（秋田県全域をホームタウンとするプロサッカーチームのこと。）は、「J2ライセンスを取得するときに「スタジアムを造ります。だからライセンスをください。」と言ってJ2に昇格した経緯がありました。「そういうことであればライセンスがもらえるよ。」というようなものがあればまだやりようがありますが、そういうの

が全くなくてそれを目指すといっても、リーグ側から「それはできませんよ。」と言われれば元も子もないので、そこが一番肝要なので——ハピネッツからリーグ側に対して新体育館が出来ることをアピールしてもらいたいのですが、県として関わることができるのかできないのか、そういう見通しはどうですか。

観光文化スポーツ部長

リーグ側が示している条件は2つあるのですが、一番の条件は令和10年秋の段階でアリーナがなければいけないということです。ですから、仮に2026年（令和8年）10月に参入したとしても、今課長が言ったとおり2年間は別になくてもいいのです。他のところでやればいいので。ただ、2年後の令和10年秋にはちゃんと造ってくださいということです。

もう一つの条件は、令和10年の秋にアリーナが出来ているとすれば、申請の段階でここまで進んでいなければいけないのではないかとということです。新体育館の整備をPFI（Private Finance Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法のこと。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うもの。）でやるとすれば——今ハピネッツは2024年10月に申し込みたいと言っていますが、この段階で実施設計が一定程度進んでいなければ、令和10年の秋にアリーナなんか出来ないでしょうというのがリーグ側の今の条件です。

ただ、この2024年10月の段階で実施設計に入っていなくても、実際にはPFI等の手法を使うことで後半に一気にスピードが上がりますので、私どもは令和10年の秋のアリーナの完成は可能と考えています。なので、その部分をリーグ側に——今後PFIの事業を国が応援してくれますので、国を通じてなり、そういった形できちんと訴えていって、県が責任を持って令和10年の秋までに造るところをしっかりと話すことで、2024年のハピネッツの初回審査の申請がクリアされる方向に進めていくことができないだろうか、現時点では考えています。

三浦茂人委員（分科員）

令和10年の秋までに完成させることを約束するというのであれば、その前に決めておかなければいけない様々なことが——基本的なことや設計とか、詳しいことは分かりませんが、例えば、今ある県立体育館の場所での現地建て替えでよいのですか。場所もまだはっきりあそこだとは聞いていないし——あそこに建てるのはいいのですが——建てると思

ば以前の県民会館みたいに三、四年の空白期間が生じます。市立体育館（秋田市のCNAアリーナ☆あきたのこと。）があるからいいのかもしれませんが、アリーナはハピネッツだけが使うわけではありません。だけれども、あそこの場所に建てるのか、あるいは別の場所に建てるのか、まず場所が決まらないと、設計するにしても、底地の面積——スタジアムもそうでしたよね、候補地として秋田大学敷地、八橋運動公園、秋田プライウッド敷地とあったけれども、まず場所をどこにするか決めて、面積を確保できるということで進めない——これだけの大きさのものを造れる、造れないというのがあるので、まず場所から決めていかなければ、本当にできるのかどうなのかという話になると思います。その点についてはどうですか。

スポーツ振興課長

現在、県立体育館は屋根の修繕をしており、これが来年1月ぐらいまで掛かるということで、こちら結構な予算額を投じて修理をしています。ですので、新しい体育館に合わせて現地を潰してしまうようなことはあまりにももったいないので、まずは60年が経過するまではあれを大事に使っていきたいと考えています。

それと、これまで54年という長きにわたって親しまれた施設なので、その建て替えとなれば——あそこの場所——八橋運動公園は立地上も大事だと思いますので、やはり公園の敷地内での建て替えというのは十分検討していきたいと思います。ただ、広さの問題から課題もありますので、ここ一択ということではなく、幅広に近隣の土地も検討に入れながら進めていきたいと思っています。

いずれにしろ新たな体育館が出来る6年後までは、今の体育館は丁寧に使っていきますので——現在も御迷惑を掛けているので、これ以上休館になって県民の体育に影響がないようにしていきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

今の体育館は新しい体育館が出来るまで使うとすれば、現地ではなくて別の場所に建てるということですよ。

観光文化スポーツ部長

今委員からあった話も含めて、現在行っている基礎調査の中でいろいろな検討を進めていきます。そのためにはやはり、どういった機能を持たせるのか、大きさはどのぐらいにするのかも——どこに造るかということで重要ですので——いろいろな団体の方々から話を聞くなど、あるいは様々な規制なり土地の制約なりがないか、そうしたことも含めて基礎調査を進め、これが終わった段階でそういったものをしっかりと皆さんにお示ししていきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

当然そうなのだろうけれども、今の建物が建っている場所ではないとすれば、しかも八橋運動公園の中だとすれば、県有地は場所がないでしょう。秋田県スポーツ科学センターや八橋陸上競技場は県有地だけれども、それ以外のところは秋田市の市有地ではありませんか。市有地に建てるということですか。

観光文化スポーツ部長

今の体育館が建っているところも市有地です。

三浦茂人委員（分科員）

県立体育館ですね。

観光文化スポーツ部長

はい。ですから、現地で——要はあれを壊してあそこに建てるとしても、八橋運動公園内の別の場所に建てるとしても、秋田市との調整も必要になってきますので、基礎調査の中でどのような状況かを確認しながら、そういった方々との調整を進めた上で、最終的に設置場所の候補をきちんと定めていくということになります。

三浦茂人委員（分科員）

そうだとすれば、当然秋田市とも話し合いなど相談はしているのですよね。というのは、例えば隣のグラウンドや空いているところがあるので、そこに建てるかすると、今度は市の今の施設——グラウンドが使えないということになりますよね。それは市や秋田市民にとってプラスかという、そうではないと思います。だから事はそんなに簡単ではないと思うのです。当然市がいいと言わなければならない話なので、県だけでそこにしたいと言っても、決められる話ではないですよ。そこの調整も含めてこの計画にのせていくとすれば、時間的にはもう大変タイトなスケジュールではないかと。だから、いろんな課題があると思うのです。市との調整も含めて——ではいつ、どこで、どうやっていくのか、市とそういう協議の場とかは設けているのですか。

観光文化スポーツ部長

市との調整もいろいろと話はしていますが、今後この基礎調査の中でいろいろな状況を調べながら、いろいろな可能性を市と議論していくことになります。

例えば市のどこかの競技場を潰してそこに建てるか、多分そういったことにはなり得ないと思いますけれども——新しい体育館の敷地面積がどの程度必要なか、それをあの公園内に仮に設置するとした場合、どこにどういった形で位置づけられるのか、その辺を公園の管理者である市と協議しながら、今年、基礎調査の中で詰めていきます。

三浦茂人委員（分科員）

今の部長の話は、市の施設に影響を与えないで八橋運動公園の中に造るということですか。

観光文化スポーツ部長

三浦委員から、何かの施設をなくしてそこに建てるのかという話が出たので、そういった形にはできるだけならないようにすべきではないかという話をしたつもりです。

三浦茂人委員（分科員）

私が言っているのは、既存の建物は——陸上競技場も野球場も——いじらないということです。

更地に建てるかといえば、隣のグラウンドだとか、それから人工芝を敷いているグラウンドだとか、場所としてはあれぐらいしかないでしょう。でも、あそこは更地だけれども今使っているわけで、利用価値も非常に高いところです。そこを「県で建てるから貸してくれ。」というか、「造らせてくれ。」と。県立体育館はそのまま——60年たったら壊すかもしれませんが、それだって先の話です。そういう意味では秋田市に、秋田市民の利用者に不便を掛けることになるのではありませんか。だから、そんなに簡単な話ではないと思ったのです。八橋運動公園の中に造るとすれば、場所の問題というのはとても重要な問題で、それがクリアできないでどこに建てるかといったって——八橋以外のどこかを探すなら別ですよ——でも、あの場所を選ぶとすれば、土地の問題というのは——設置場所をまず一番に決めていかないと話は進まないのではないですか。どうですか。

観光文化スポーツ部長

どこに建てるかはもちろん大事な問題だと思いますが、どのぐらいの大きさのものが必要かというのが決まらなないと、ある程度の目安がないと、どこに建てるかも決まっていかなと思います。

そのためには、どういった機能が必要なのかということを決めていかなければいけないので、その辺を今調べながら——八橋運動公園内に建てるかすれば、秋田市とも調整をしてしかるべき場所があるのかを模索していくことになります。例えばですけれども、県立体育館前の駐車場だってありますし、他の施設に迷惑を掛けずに整備できる場所というのはいろいろと考えられる——広さによりますが、様々あると思います。そういった部分を年内に整理して、このスケジュールの中に収めていければと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

今の駐車場のスペースでは、土地も狭くて無理だと思います。素人考えですが、どんな大きさになるか分かりませんが、今の県立体育館の底地の広さぐらいは最低でも必要なのではないかと思います。だから、やっぱり場所については秋田市を外しては考えられない話だろうと思うので、そこは秋田市に早急をお願いするなり、相談するなり——秋田市長

が駄目と言ったらあの場所にはできませんよね。そうすると、このスケジュールだって、当初のもくろみどおりにいくかどうか分かりません。外旭川に持っていくのだったら協力しますけれども、そういう話にはならないでしょう。八橋に造ると思うのです。そうだとすれば、しかも今の県立体育館を6年間壊さないという話も出ましたので、なおのこと秋田市のグラウンドとか更地しかないのではないかと思います。そうなれば秋田市との調整は非常に大事だし、その場所を決めていかないと——広さがどのくらいかというのは、他県のいろんな先行事例があれば大ざっぱに分かるものではないですか。ただ、今の段階では調べていくということなので、是非そこは早急に調べてください。そうしないと、このタイムスケジュールではとても間に合わないと思います。関係者との調整、相談といいますか、それを早め早めにやって、ハピネットの本拠地が早く出来るように頑張ってもらいたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、その他の所管事項に関する質疑を各課一括して行います。

石川ひとみ委員（分科員）

あきた春割キャンペーン（「旅して応援！」あきた春割事業のこと。）——国のG o T o トラベル事業もありますが——これはやはりワクチン（新型コロナウイルスワクチンのこと。）の3回目接種の接種証明書を提示する必要がありますよね。そうすると、4回目のワクチン接種が始まれば4回目接種の接種証明書が必要になるということだと思いますが、どこまでその証明が必要なのか——毎回やっぱり必要になってくるのですか。

観光文化スポーツ部参事（兼）観光振興課長

現在、宿泊費の割引事業については春割ということで6月30日宿泊分までを対象としています。県民の方は2回目の接種証明、地域ブロックへの支援対象の拡充により県外からいらっしゃる方は3回目の接種証明を提示してもらっています。

流れとしては、今3回目接種が進んでいますので、G o T o トラベル事業、若しくは県版のG o T o トラベル事業でだんだん3回目の接種証明が必要になるということだと思いますが、その後については、国から見通しの説明もまだされていませんので、こちらとしては国の判断を待っている状況です。

石川ひとみ委員（分科員）

ワクチン接種とセットのように感じられて——接種をしていない人もいるわけなので、不平等感を少

し感じたのです。その分、PCR検査の陰性証明をということなのでしょうけれども、PCR検査も直前のものなのか、そこら辺はどうなっているのですか。

観光文化スポーツ部参事（兼）観光振興課長

春割ですと、ワクチンの接種、若しくは当日の抗原検査でいい形になっています。また、レジャーを目的とする検査は無料という制度もまだ続いています。それが今後どういう形で展開していくかについては、まだ分からない状況です。

石川ひとみ委員（分科員）

分かりました。

もう一点、各地どこでも観光ガイドブックというのでしょうか、観光案内を作りますよね。観光ガイドなので、日本語バージョン、英語バージョン、韓国語バージョンといったように作られているものがありますが、例えば日本語と英語といった形で合体したようなものを作ると、お互いに学べるのではないかと思います。そういう考えはありませんか。

観光文化スポーツ部参事（兼）観光振興課長

現状は、日本語バージョンとそれ以外——英語や中国語という形で何種類か作っています。2か国語ついていると学びにつながるということは理解できますが、一義的にはやはり来た方が分かるために作成しているので、また、例えば日本語と中国語、日本語と英語といったように種類も増えていくことを考えますと、今すぐ紙ベースでそういう形の対応をしていくというのは、あまり考えられないという気がしています。

石川ひとみ委員（分科員）

すぐにとというのは難しいと思いますが、それぞれの言語で別々に作成するより合体した形にしたほうが効率がいいのではないかと、観光地のお土産屋にしても、単語で接したりすることができるのではないかと、あるいは本当に語学の勉強にもなるのではないかと考えたので、今後ちょっと考えていただければと思います。

観光文化スポーツ部参事（兼）観光振興課長

コミュニケーションツールもどんどん変わっており、外国人の方と直接コミュニケーションを取るにはスマホで一発翻訳みたいな形もどんどん出てきていますので、何が適切かというのを見ながら、求められていることなども考えながら、いろいろと対応していきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で観光文化スポーツ部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日午前10時に委員会及び分科会を開き、産業労働部関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午後 4時12分 散会

令和4年6月8日（水曜日）

本日の会議案件

1 議案第108号

令和4年度秋田県一般会計補正予算（第2号）
（産業労働部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第129号

令和4年度秋田県一般会計補正予算（第3号）
（産業労働部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

3 議案第113号

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例の
一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）

4 陳情第5号

女性トイレの維持及びその安心安全の確保につ
いて（質疑）

5 産業労働部の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	高橋武浩
副委員長（副会長）	鈴木真実
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦茂人
委員（分科員）	石川ひとみ
委員（分科員）	松田豊臣

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	保坂小春
観光文化スポーツ部観光戦略課	
	木村裕介
産業労働部産業政策課	木村高志

会議の概要

午前 9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	高橋武浩
副委員長（副会長）	鈴木真実
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦茂人
委員（分科員）	石川ひとみ
委員（分科員）	松田豊臣

説明者

産業労働部長	佐藤徹
--------	-----

産業労働部次長 石川定人
新エネルギー政策統括監

阿部泰久
産業政策課長 仲村陽子
デジタルイノベーション戦略室長

大門英明
地域産業振興課長 齊藤大幸
輸送機産業振興室長 杉山重彰
産業集積課長 松井信光
商業貿易課長 佐藤裕之
雇用労働政策課長 高橋源悦
公営企業課長 小林栄幸
発電所建設室長 茂内孝

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きま
す。

初めに、新任の執行部説明者の紹介をお願いします。

産業労働部長

【新任の説明者を順次紹介】

委員長（会長）

次に、産業労働部関係の議案に関する審査を行
います。議案第113号を議題とします。

また、分科会では、議案第108号及び議案第
129号のうち、産業労働部に関係する部門の審査
を行います。

産業労働部長の説明を求めます。

産業労働部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課室長の説明を求めます。

産業政策課長

【議案〔18〕、補正予算内容説明書及び提出資
料により説明】

地域産業振興課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

輸送機産業振興室長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

商業貿易課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

雇用労働政策課長

【議案〔15〕、議案〔17〕及び提出資料によ
り説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は、課室ごとに行います。

初めに、産業政策課関係について質疑を行います。

三浦茂人委員（分科員）

原油・原材料等価格高騰に係る金融支援について（経営安定資金貸付事業）のところですが——その次のM&A支援事業について（経営資源融合支援事業）もそうですが——原材料の高騰によっていろいろな条件があります。「20%以上上昇している」場合という基準がありますが、この20%以上上昇というのは何か根拠あるのでしょうか。逆に言うと、10%とか15%の上昇ではこの原油・原材料等価格高騰対策枠は利用できないという形ですが、その境目である20%はどういう理由で設けられた基準なのか教えてください。

産業政策課長

今回の条件設定については、セーフティネット保証第5号（セーフティネット保証（経営安定関連保証）とは、取引先の倒産、業況の悪化、自然災害等により、経営の安定に支障をきたしている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証とは別枠で保証を行う制度のこと。セーフティネット保証制度を利用できる条件は第1号から第8号までで異なり、第5号は、全国的に業況が悪化している業種のこと。）の条件設定を参考としています。現在でもセーフティネット保証第5号（ロ）（経済産業大臣による指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者のこと。）の認定を受ける場合は原油等の高騰に対応した内容となっていますが、その設定条件を見ますと、その事業者の事業活動にとって価格が上がることで大きな影響を受ける場合に認定の対象とするということで、その基準として20%以上というものがありましたので、基本的にはその考え方に基いて20%以上と設定しています。

三浦茂人委員（分科員）

ただ、実際はどうなのでしょう。長引けば長引くほど、例えば20%以上上昇していなくても、10%でも15%でも、長引けばやっぱりボディーブローのように効いてきて、大変な状況に陥るケースもあると思います。

それから、20%で切ってしまうと、それ未満はもう該当しないという——ではどうしたらいいのか、ほかに補完する、それこそ本当のセーフティネットがあればいいのですが、そこら辺がどうなのかと思います。

しかも、原材料も原油も、この後も上がることはもちろんあると思いますが、もしかしたら長い目で見れば下がっていく場面もあるかもしれません。だから、その辺は臨機応変に対応していかなければいけない気がするのですが——今はこれで運用するしかないと思いますが——半年後、1年後を見据えて、

10%の上昇でも大変な状態になってきた場合にか相談できるのか、対応できるのか、そういった可能性は検討していますか。

産業政策課長

現段階ではセーフティネットの認定基準を基に制度設計していますが、今後、原油高騰等の影響が長期化する懸念もあります。今後の県内企業への影響度合いなどを踏まえながら、その条件については必要に応じて検討していくこともあるかと思っていますが、この制度のスタートにおいては国の認定基準に基づいて実施していきたいと考えています。

三浦茂人委員（分科員）

分かりました。当然でしょうけれども、ケース・バイ・ケースで——特に中小零細企業の場合は、20%の上昇ではないから大丈夫ということにはならないと思うので、そこら辺のフォローはお願いしたいと思います。

あと、これまでもコロナ対策として、こういう制度融資で中小企業を支援してきています。コロナが始まってから2年がたっていますが、既に借りていて、据置期間（元本返済が猶予される期間のこと。）が終わって返済が始まるのは大変ではないかというマスコミ報道もあります。これまで講じてきた同様の支援策でどれだけ効果があったのか、あるいは、支援はしたけれども据置期間が終わって返済が始まるといったときに、例えばこういうネックがあるということ把握していますか。逆に言うと、今回の制度も据置期間が終わるとまた同じようなことが起こる可能性もあるので、そういった過去の制度の利用状況やそれによる今後の課題など、もし見えてきているものがあれば教えてください。

産業政策課長

今年の1月から3月まで行っていた無利子・無保証料の貸付け（経営安定資金の新型コロナウイルス感染症対策枠及び危機関連枠のこと。）については、保証承諾件数としては約2,300件、承諾額としては約500億円を超える融資を行い、中小企業の資金繰りを支援しています。

ただ、委員もおっしゃったように、据置期間が終了したところ、あるいは据置期間を適用せずすぐに返済を始めているところも相当数ありますので、今後、特に原油高等の影響が長期化した場合には、返済が非常に難しくなってくる状況も懸念されると思っています。

秋田県信用保証協会などにヒアリングしたところ、今はまだ返済の条件変更を望む企業はそれほど多くないということでしたが、もしそういった相談が来た場合には条件変更柔軟に応じるなどの対応を県としても要請しています。今後、原油高等の影響が長引けば、そういったケースも増えてくる可能性が

あるので、条件変更には柔軟に対応するように引き続きお願いしていかなければいけないと考えています。

三浦茂人委員（分科員）

そうですね。現実問題として条件変更も必要な場面が多々出てくると思います。

ただ、その条件変更も金融機関によってばらつきがあるかもしれません。どういう条件変更ができるのかといったときに、据置期間を延ばすとか、あるいは、返済額を減らすのはいいけれども返済期間は延長できるのかできないのか。できないとすれば、テールヘビー（借入金の分割返済のうち、最後の回だけ多額になる形態のこと。金融用語。）みたいになるとか、いろいろあります。

それはテクニックの話になるのでしょうかけれども、手っ取り早い対処法なので、そこは今から制度設計などを考えておいて、金融機関も含めてスムーズな対応ができるような施策を検討していただければと思います。

鈴木真実委員（分科員）

M&A支援事業について伺います。この事業について今回補正予算を計上したということは、この制度を求める方々が増えてきているということだと思いますが、その実態を県ではどのように把握していますか。

産業政策課長

M&Aについては、金融機関から個別情報を入手することがなかなか難しい面もありますが、様々な会議の中でいただいた情報などを踏まえますと、県内では年間で大体10件から15件くらいのM&Aの案件が成立しているのではないかと捉えています。

県の補助制度については、令和2年度の途中から開始しており、令和2年度は半年間の実施期間でしたが、申請件数が20件、令和3年度は44件ということで、実施期間に違いはありますが、確実にニーズはあると捉えています。

鈴木真実委員（分科員）

今回の臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のこと。）を充てて、更にM&Aを支援するという姿勢だと思っておりますが、補助件数は何件増やすのですか。

産業政策課長

昨年度の実績が申請件数で44件ありましたので、そうしたものとかが、金融機関からの情報なども踏まえて、令和4年度は当初予算の際に45件を設定しています。

鈴木真実委員（分科員）

この補正予算であと何件ぐらい増やすと見込んでいるものなのですか——先ほどの説明で、当初予算の際の件数に変更はないということでしたね。分か

りました。補助件数45件について、この事業も活用すると理解してよろしいのですね。

産業政策課長

4月以降のM&Aの動きについて、金融機関や信用保証協会などから状況を伺ったところ、やはり原油高騰の影響を受けて、特に買手側については少し様子見といたしますか、動きが少し鈍っている感触とのことでした。

それで、原油高騰の影響がある中でもM&Aに向けた動きを停滞させないように、支援を拡充することでそうした動きを促進していきたいということで、件数については当初予算で見込んでいる45件に変更はありませんが、その件数を確実に確保するように今回支援を拡充したいと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

県内には本当にたくさんの中小企業があるわけですが、いったん潰れてしまうと産業界に与える影響、経済に与える影響が大きいと思いますので、なるべくそこを潰さないように頑張っていただきたいと思います。県のM&Aに掛ける思いを改めてお聞かせください。

産業政策課長

中小企業は厳しい状況ではありますが、できるだけ前向きな事業の引継ぎといたしますか——いい技術があるのに、残念ながらそれが消えてしまうということがないように、雇用の維持もして、また新たなチャレンジもできるといった前向きな事業統合ですとか事業承継ができるように、県としてもそうした取組を望んでいる企業にきちんと支援が届くように情報発信しながら、確実に事業統合などを進めたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、地域産業振興課関係について質疑を行います。

鈴木真実委員（分科員）

ものづくり事業者経営基盤支援事業についてですが、このものづくり事業者の規模感はどのように考えていますか。

地域産業振興課長

対象としては、原油価格・物価高騰等の影響によって売上高の10%減少ですとか、原材料等の仕入価格の10%上昇に直面している中小企業としていますが、そうした対象企業の中でも小規模な製造事業者というのは、商取引の交渉力が弱いとか、原材料の値上がり分を製品価格になかなか転嫁できないとか、そういう厳しい状況にあらうかと認識しており、そうした小規模な中小企業者が比較的多く対

象になるものと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

例えばお母さんたちがやっているようなものづくりは対象にならないのですか。

地域産業振興課長

業として製造業を営んでいる事実を確認して支援対象にすることを考えていきたいと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

業としてやっているかどうかで判断するということですね。分かりました。

佐藤賢一郎委員（分科員）

この原油価格・物価高騰等に係る中小企業者への支援についての内容ですが、資料の（１）企業競争力強化事業の専門家派遣事業のようなソフト的な事業であれば、補助限度額が１８０万円でもその範囲で十分に実施できると思います。

資料の（２）ものづくり事業者経営基盤支援事業のほうはソフト的な部分とハード的な部分があって、補助限度額は２００万円ですよね。ソフト的な販路開拓などの分野であればそれはそれでいいのですが、新たな生産方式の導入とか省エネルギー生産設備の導入といったハード的なものでは金額が少ない感じがします。これは、例えば補助を３年継続することが可能などとなってくると、また話が少し変わってくると思うのですが、そういう要素も考えているのでしょうか。

地域産業振興課長

まず、（１）企業競争力強化事業ですが、あきた企業活性化センターで専門家派遣事業を行っており、活性化センターに登録している事業者——専門家が現在２１８名います。その中でも、省エネルギー関係の提言ですとか、それからコスト削減、高効率化のための設備導入等々の指導、助言といいますか、そういうことができる専門家が４０名くらいいます。そういった方々の派遣費用として、今回、活性化センターに対して１８０万円の補助増額分を支給しようというものです。

御指摘の（２）ものづくり事業者経営基盤支援事業——新規の補助事業についてですが、先ほども少し触れましたが、企業規模としてはそんなに大きくない事業者の設備導入を想定しています。昨年度に産業政策課で実施していた小規模事業者に対する支援事業について、製造業への支援実績を見ますと、事業規模は最大で２５０万円程度でした。そういったところを参考にして今回は、事業規模としては３００万円、補助率としては３分の２という形を想定しました。

もう一つの御指摘の点で、複数年度の対応を考えているかということですが、今回はコロナの臨時交付金を財源としてこの事業を進めていきたいと考え

ており、それについては当年度といいますか、今年度の事業実施というスキームになります。ただ、事業を実施した上で様々な状況や事業者の声も踏まえて、次年度以降について検討していく必要があるかと、今の段階ではそのように認識しています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

こういう条件が良い補助で設備導入ができるので、是非これを機会に今まで考えていたことをやっていただきたいということですね。でも、どうしても五、六百万円掛かりそうだとした場合、複数年度で補助を継続できるとなれば実現の可能性が出てくるので、それはそういう状況であることを新たに相談しながら対応してもらえると考えてよろしいですか。分かりました。

産業労働部長

今御指摘がありましたように、今回は比較的規模の小さな事業者をメインに考えていますので２００万円という上限にしています。

今のこの状況下であっても大規模な投資をしようという事業者に対しては、国のほうでも事業再構築補助金等をリニューアルしていますので、そういった面も組み合わせながら進めていきたいと考えています。事業者のニーズをくみ取りながら進めてまいります。

また、前向きな投資に関しては、当初予算でもっと規模の大きい限度額を設定した補助事業がありますので、そちらも組み合わせながら使っていただければと考えています。

松田豊臣委員（分科員）

（２）のほうですが、補助件数を３０件と設定した根拠といいますか、内容について教えてください。

地域産業振興課長

先ほども少し話しましたが、昨年度に産業政策課で実施していた小規模事業者、中小事業者への支援事業の、特に製造業の実績が二十数件ありました。また、当課で昨年度まで実施していた補助事業——設備整備に係る補助事業に関しても、大体３００万円以下の事業規模のものを拾い上げていきますと、こちらも二十数件ありました。そういった状況を踏まえて、今回３０件という形で積算しています。

松田豊臣委員（分科員）

コロナ禍もあって、パラダイムシフト（その時代に当然と考えられていた物の見方や考え方が劇的に変化すること。）ということも言われている中で、小さい、大きくない事業者の方々が業態転換といえますか、変わるいいチャンスだと認識しています。その中であって多くの事業者に理解していただきながら、業態転換も含めてそういったものを促進できるようなことも考えていけば、この件数はもっと多

くてもいいのではないかという気がしたので、是非ともその辺の促進に向けた対応もお願いしたいと思います。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、輸送機産業振興室関係について質疑を行います。

石川ひとみ委員（分科員）

電気自動車等普及促進事業について伺います。電気自動車はエコカーということで随分増えてきていると思いますが、普及台数は今どのくらいですか。

輸送機産業振興室長

今手元にある資料は東北に限ったデータになりますが、純粋なEV——電気自動車の台数は2019年度で1万1,767台となっています。

石川ひとみ委員（分科員）

秋田県ではどうですか。

輸送機産業振興室長

秋田県は1,221台です。

石川ひとみ委員（分科員）

電気自動車の充電器の設置場所も目に付くようになりました。大型商業施設や駐車場などにありますが、その台数はどのような状況ですか。

輸送機産業振興室長

急速充電器と普通充電器の2種類あるのですが、急速充電器は2020年のデータで秋田県内に271台あります。

石川ひとみ委員（分科員）

充電器には普通充電器と急速充電器があるという話ですが、よく見かける電気自動車は、充電口が車体の前の部分にあたり横の部分にあたりといういろいろだと思います。車種によって充電器に違いがあるのですか。

輸送機産業振興室長

日本車であればメーカーが替わってもどこでも充電できます。チャデモ（CHAdeMO。電気自動車の急速充電方式の名称。日本市場で販売されている電気自動車のほとんどが対応している。）という規格があり、日本はその規格で統一されているので大丈夫です。

ただ、テスラ（Tesla。アメリカの自動車メーカー。）の車だけはちょっと違う形になっています。アダプターを付ければチャデモで充電できるような話もありますが、充電規格が違うと聞いています。

石川ひとみ委員（分科員）

設置場所によっては利用頻度の高いところとそうではないところがあるのではないかと思いますのですが、

それはいかがですか。

輸送機産業振興室長

今回提案しているのは急速充電器という充電器です。充電器には2つのタイプがありますが、一般家庭で充電する場合は普通充電器というタイプになります。普通充電器ですと、一晩置いておけばフル充電になるような形ですが、急速充電器ですと30分で80%ぐらいの充電が完了すると言われています。

設置場所についてですが、急速充電器は半分が自動車販売店になっています。残りは、道の駅が2割、コンビニが2割です。あとは、ショッピングモールとか公共の施設となっていますが、それらは2台とか4台とかすごく少ない数になっています。

石川ひとみ委員（分科員）

今回は7件という予算になっていますが、設置場所の対象としてはある程度限定されるものなのですか。

輸送機産業振興室長

2月、3月にいろいろな団体に聞き取り調査をしました。その結果、自動車販売店で設置したいという声がありました。あとはコンビニです。7件については自動車販売店とコンビニを想定しています。

石川ひとみ委員（分科員）

設置することによる設置者側のメリットというのはどういうものなのですか。

輸送機産業振興室長

メリットの話になるとちょっと難しいのですが、今現在ですと設置するために国の補助金があります。道の駅とか高速道路といったところは、機械そのものについては100%国の補助でできます。工事費も、限度額はありますが100%国のお金でできます。それ以外のところだと、国の補助金は限度額があって補助率は2分の1になり、運用は運用専門の事業者へ委託しているケースが多いです。

結果的には、今現在は設置者の持ち出しが多いと聞いています。なので、積極的に設置したいというところは少ないと聞いています。自動車販売店は、そういう車を販売しなければいけないので、仕方がなく設置していると言ったら変ですが、事業者責任で設置していると聞いています。

石川ひとみ委員（分科員）

先ほど、秋田県内に急速充電器は271台あるとおっしゃいましたがけれども、利用者側からすると、それがどこにあるか分からないと利用できなくて困ると思います。自動車販売店であれば、電気自動車を売った段階でそういうところにあるということは伝えるかもしれませんが、それ以外のところでとなると——カーナビに出てくるとか、そういうことなのでしょう。

輸送機産業振興室長

充電器の設置場所をまとめて載せている専門のウェブサイトがあります。何種類かありますが、それを見るとほぼ全て載っているような形になっています。

石川ひとみ委員（分科員）

例えば道の駅などでペーパーとして置いていたりか、そういうPRは必要かと思います。やっぱりこういう自動車を買う段階では、走っている途中でどうしたらいいのかという不安が一番大きいと思うのですけれども、充電器設置場所のPRについてどのように考えていますか。

輸送機産業振興室長

今回の補助の要件として、公道から見えるところにそういった表示を掲載するというのも記載する予定にしています。これは今回からのことなのですが、そういったところから始めていこうと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

今は環境に優しいことが求められている状況で、電気自動車はどんどん普及して行ってほしい部分でしょうから、今おっしゃったことも含めて、利用者が増えていくような前向きなPRも含めて、是非進めてほしいと思います。

産業労働部長

今回の事業に関しては、カーボンニュートラルが進む中で脱炭素化の流れを加速させていきたいという気持ちもありますし、また、利用する方にとっても事業者にとっても、原油価格が上がっている中でコスト面でもプラスの面があるということなので、こういったインフラを進めることで電動化の流れを進めていきたいというものです。

そのPRの方法については、今後設置者からいろいろと話を伺いながら協議していきたいと考えています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

私も関連した質問をしたいと思います。

まず、この充電設備は、基本的には24時間使えるものなのでしょうか。

輸送機産業振興室長

県庁第二庁舎のところにも1台設置していますが、そこは24時間開放しています。

運用時間は設置者が決めることになりましたが、今回の補助の要件として、設置者が営業している時間内は開放することにしようかと検討しています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

コンビニであれば24時間営業しているところもあります。そういうところが設置した場合は多分24時間使えるという使い方になると思うのですが、それは設置者が決めることができるのですね。

輸送機産業振興室長

委員のおっしゃるとおりで、24時間営業してい

るコンビニは24時間開放しています。ですので、その設置者自身が決めることができます。

佐藤賢一郎委員（分科員）

もう一つ、これも変な質問ではあるのですが、充電設備は基本的にはEV用となるのですが、今大きな電池を持っているハイブリッド車もありますよね。現在はそれも充電できるようになっているのですか。

輸送機産業振興室長

普通にハイブリッドと言われているものは、充電はできません。プラグインハイブリッドという名称になっているものは、充電の口が付いていますので、充電もできるようになっています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

ガソリンスタンドは意外と夜は開いていないところが多いのです。秋田駅のそばでも、本当に秋田市内へ入らないとなかなか給油できないといった問題があって、私もたまたまそういう問題に一回ぶつかったことがあります。その話をしたら、外国の方がおられて、「うちの国ではそういう心配はほとんどない。」と。「どうしてですか。」と聞いたら、「ほとんどのコンビニに充電設備がある。」ということでした。

今までの話からすると、日本の場合はそこまでは普及していかないのではないかと思います。ほとんどのコンビニが充電設備を持っている外国との違いはどこにあるのでしょうか。

輸送機産業振興室長

今、全国で急速充電器は8,000基設置されているというデータがありますが、国の目標では——2030年までだったと思いますが——3万基設置するという目標になっています。ガソリンスタンドの数とほぼ同じで、それぐらい今までのガソリン自動車と同じように使えるように、便利に充電できるようになるのではないかとということで、3万基が目標の数字になっていると聞いています。

ヨーロッパなどとの違いは、私もちょっと分からないというのが正直なところですが、向こうはEVに思い切りかじを切るのが早くて、発電も再生可能エネルギーとか原発とか——フランスは原発でやっています——二酸化炭素を排出しないで発電した電気を使っています。日本は火力で二酸化炭素を排出して発電していますので、まずその違いが——私個人の考えなのですが——その違いがあるのではないかと思います。国がEVの方向にかじを切りましたので、だんだんそちらのほうにシフトして——鶏が先か卵が先かという話になるかと思いますが——EVを増やすためには充電器がなければいけないということになるので、充電器が増えればEVも増えるかもしれませんし——どっちが先かということはあるかと思いますが——そういったことで一番は

電気の発電方式の違いから来ているのではないかと考えています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

電気自動車も急速充電器もこれから増えていくと予想されるし、大気汚染について考えても普及していったほうがいいということになるのですが——充電器を設置しているところにメリットがある形で運営できるのであれば、例えばコンビニの場合だったら、「うちでも設置したい、うちでも設置したい。」という感じでどんどん進んでいくと思うのですが、設置費用が持ち出しになるということだとすごく大変ですよ。だから、その辺の運営の仕方とか取組のやり方を、設置するところにメリットがある方向に持っていければと思います。

もう一つ、こういう流れの中で苦しくなるのがガソリンスタンドですが、ガソリンスタンドにも充電設備を設置して、それも営業になるといった形でできれば、その人たちの助けにもなるのではないかと思います。持ち出しになるということではなくて、そういうふうに設置することがメリットになる方向に持っていければいいと思うのですが、どうでしょうか。

産業労働部長

急速充電器の設置がなかなか進まない理由としては、やはりまだまだ設置者の負担が大きいといった面があります。国でも充電設備の購入あるいは工事に関する補助制度があり、今回の補助制度はこの国の補助と組み合わせてできるだけ自己負担を減らす形で普及につなげていきたいというものです。

設置者にとっても——自動車販売店にとってはEVそのものの普及という面もありますし、また商業施設に関しては集客につながる、あるいは社会貢献につながるといった面もありますので、そういった面もお知らせしながら普及に努めていきたいと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、商業貿易課関係について質疑を行います。

石川ひとみ委員（分科員）

商業貿易課の燃料価格高騰に係るトラック運送事業者への緊急支援事業について伺います。トラック協会に加盟していない事業者のトラック台数というものもあるのですか。

商業貿易課長

今回この支援事業を行うに当たっては、事前にといいいますか、秋田県トラック協会から業界の状況やニーズなどいろいろと聞き取りも行いました。

その中で今のトラック協会の状況について確認し

たところ、実際に今トラック協会が把握している県内のトラック運送事業者は、軽貨物以外で422社あるとのことでした。そのうち、県外が101社で、県内が321社でした。冒頭の422社のうち、トラック協会に加盟している事業者は365社で、加入していないのは57社であると伺っています。

石川ひとみ委員（分科員）

加盟していないところも多いということですよ。

商業貿易課長

422社のうちの57社なので非加盟業者も相当数あるということですが、トラック協会では加盟していない事業者についても、どのような規模で営業しているか、所在地がどこかなどはほぼ把握しているようです。ですので、今回事業を行うに当たっては、そういった非加盟事業者についても、100%とは言い切れませんが、100%に近い形で把握できていると認識しています。

石川ひとみ委員（分科員）

加盟していない57社の保有台数は、加盟しているところに比べれば少ないと想像しますが、そういったところも調査するようなので、それはそれで良かったと思います。

資料の（支援金の積算）のところに、軽貨物車は2,000台、小型～大型貨物車は6,800台と対象について記載されています。今はフル活動しているトラックばかりではないと思うのですが、それに関係なく保有台数に応じて支援金を支給するということなのでしょうか。

商業貿易課長

支援金の対象となる車両としては、今委員がおっしゃったように、保有している車両については青ナンバー——軽貨物車であれば黒ナンバーということになりますが——営業用の車両であれば全て対象にするということになっています。

ただ、具体的にその支援金の額を算定するに当たっては、その車がどの程度の距離を走ったのかという実績を報告していただいて——それぞれの車の大きさである程度燃費が決まっていますので——その走った距離を燃費で割ると燃料使用量が出てきますので、その大小によってどの程度の支援金を支払うかを決めます。走行距離が極端に少ない車両の場合は支援金の対象にならないケースも出てくるかと思いますが、車両として対象にする、しないということに関しては、営業車であれば全て対象にすることにしています。

石川ひとみ委員（分科員）

そうすると、走行が基本だということですね。

商業貿易課長

走行の実績に基づいて、それぞれの車の大きさによって、こちらで設定した支援金を支払うというこ

とです。

この支援金の支払いの趣旨は、事業を継続していただくための支援ということなので、今後も引き続き車両を運用していただいで事業を継続することを条件にしたいと考えています。

石川ひとみ委員（分科員）

4月から6月までの3か月分の掛かり増し燃料費に対する支援ということですが、この先も原油の高騰がどうなるかというところがあります。今後についてはどのように考えていますか。

商業貿易課長

トラック運送事業者については、公共交通機関のバスやタクシーと違って、料金に関しては基本的には事業者間で交渉して金額を決めることになります。本来であれば、燃料費が上がっていればその分も含めて価格交渉をして、価格転嫁するなどして対応していただくのが基本です。

しかし、今回については燃料の高騰がかなり急激で額も大きくすぐには対応できないだろうということで、県としても支援するというようにしています。

また、今回の支援と併せて、そうした価格転嫁に向けてのトラック協会の動きに対して——国も今価格転嫁については業種横断的に強く推進しているところなので——県で設置している物流協議会（秋田の未来の物流を考える協議会のこと。）がありますので、そうした場も活用しながらサポートしていきたいと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、エネルギー・資源振興課関係について質疑を行います。

三浦茂人委員（分科員）

産業用再エネ電力活用モデル事業ですが、補助限度額が太陽光発電設備3,000万円、蓄電池1,000万円となっています。どのぐらいの需要といますか、対象になるところがどれぐらいあって——太陽光発電設備の限度額が3,000万円なので、仮に目いっぱい3,000万円の補助であれば5社分ですか、非常に限定的になるのではないかと思います。もっと幅広く補助制度を行き渡らせるためにとなれば、小口のところなどいろんな需要があると思うのですが、その辺の実態把握はどのようにしていますか。

エネルギー・資源振興課長

県内ではまだ産業用の太陽光パネルはあまり普及していない状況だと思っています。なので、こういったモデル事業をやることによって、需要は相当増えてくるだろうと思っています。

今回のモデル事業は、補助額を出力1キロワット当たり10万円としています。出力20キロワット以上の太陽光パネルを対象にしています。モデル事業ということで、目いっぱいの出力300キロワットだけでなく、50キロワット未満から平均で100キロワット、それから200キロワット以上——県内でも内陸部と沿岸部、それから県の北部と南部、積雪の量によっても様々違いますので、いろんな形態の設置をモデルとしてやっていただいで、県内企業に広く普及していければと考えてこの事業を提案しています。

三浦茂人委員（分科員）

素人で全然分からないので、例えば出力20キロワット以上と言われても、ちょっとイメージが湧かないのです。補助対象は県内に事業所を置く企業、個人事業主となっていますが——一般家庭だと屋根の上に付けている太陽光パネルを目にしますが、あれが何キロワットなのか、それもよく分からない立場なのです。出力20キロワット以上という、どういう企業がどういうことに使う場合が主な対象になるのか、その辺は分かりますか。例えば大工場でやるぐらいのレベルだとか、もし分かれば教えてください。

エネルギー・資源振興課長

家庭用ですと、大体六、七キロワット程度の出力になっています。家庭用の容量が大きいもので10キロワットというのがありますが、事業所向けが一番小さいのは20キロワット程度だろうと考えています。

県内企業の状況ですが、昨年度いろいろとヒアリングをしたところ、月間の電気使用量は、10万キロワットアワーから、大企業になると月間で100万キロワットアワーが掛かっています。例えば25万キロワットアワーの事業者の場合、燃料費調整単価（燃料費調整制度により、火力発電に使う燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の輸入価格に応じて電気料金を調整する金額のこと。地域の電力会社ごとに財務省の貿易統計価格から計算され、毎月の電気料金に加算もしくは差引される。1キロワットアワー当たりの金額で算出されるので、電力使用量が多ければ調整額も比例して大きくなる。）がここ1年間で5円程度上がりましたので、月間の電気料として100万円程度、その事業所レベルでは上がっていることとなります。

この事業所に仮に出力300キロワットの太陽光パネルを付けた場合は——100%全て発電するわけではないので——設備稼働率（設備利用率のこと。一定の稼働期間中に得られた発電量が、その発電設備が仮に同期間中に100%の出力で発電し続けた場合に占める割合。）が13%ぐらいだとしますと、

月間で2万8,000キロワットアワーを発電して、大体五十何万円の電気料相当になります。ですので、今100万円ちょっとの電気料が月間で上乗せになっていると思われませんが、その半分ぐらいの低減効果が、出力300キロワットの太陽光パネルを付けることによって出るのはないかという試算をしています。

三浦茂人委員（分科員）

何となく分かってきましたが、そうすると、そういうレベルの太陽光発電設備を導入する企業というのは、そんなに多くない——上へ行けば切りがないでしょうけれども——また導入するかしないかもあるでしょうけれども——企業規模が大きくなれば電気料の値上がり分もかなり大きくなるので、実際にそれで太陽光パネルをやろうという企業は、数からいけばそんなに多くはないのですか。何社ぐらいとか、その辺の見込みはあるのですか。

エネルギー・資源振興課長

設置事業者等に事前にヒアリングをしており、10社ぐらいは設置するだろうという感触を得ています。

三浦茂人委員（分科員）

モデル事業なので、幅広く展開するというのはい取りあえずという言い方はあれですが——まず太陽光パネルの導入を手助けして、実際に実証結果を見て、必要があれば小口も含めてもっと広げていくという——多分小口とかであればもっと需要があるかもしれませんし。

あと、電気を多く使う業種というのはありますが、電気を全部これに替えるかというのと、なかなか太陽光で本当に安定的にできるのか——太陽光だけに100%切替えるのかというのと、それはまた非現実的だと思います。

そういう意味では規模的にも、それから取り組もうとする——対象となる、手を挙げる会社も限定的にならざるを得ないというイメージを受けたのですが——モデルだからと言われればそうなのでしょうけれども、そんなイメージでいいのでしょうか。

エネルギー・資源振興課長

おっしゃるとおり、秋田県では太陽光発電はまだまだ普及していない状況です。メガソーラー（出力1メガワット（1,000キロワット）を超える大規模な太陽光発電施設のこと。）の設置状況も秋田県は全国45位という状況で、伸び代があると思っています。

先ほど申し上げたような、太陽光パネルの設置に向けてある程度考えている事業者もいますので、そういったところから広がるような取組をしていきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

現在の状況ではこういう取組も必要かと思います。最初は限定的で仕方がないところはあるでしょうけれども、いずれもっと中口というか、小口というか、そういったところへも広げていける一つのモデルになるように頑張ってください。

松田豊臣委員（分科員）

関連して伺います。補助額を出力1キロワット当たり10万円に設定した積算根拠を教えてください。

エネルギー・資源振興課長

国でもこういった補助事業を行っており、補助額を出力1キロワット当たり4万円から5万円で設定しています。そういった中、秋田県内はまだまだ広がっていない状況もありますので、モデル事業という、これから県内に広げていくためにも、国の倍程度の単価を設定したということです。

松田豊臣委員（分科員）

県内での普及率が低いということですが、普及率は何%ぐらいなのですか。

エネルギー・資源振興課長

すみません。普及率という点では把握していませんが、産業用ではほとんど見ることはないといった状況だと思っています。

メガソーラーですと沿岸部に相当増えてきていますが、内陸部では、例えば大館市、北秋田市、仙北市、それから大仙市にはありますけれども、他の地域にはメガソーラーもまだできていないという状況です。こういった普及していないところにも、モデル事業で太陽光発電を広げていくことができればと思っています。

松田豊臣委員（分科員）

そうであるならば、また、国の補助額が1キロワット当たり4万円から5万円ということであれば、県の補助額は10万円までいかなくても、もう少し低くても、多くの事業者にそういった窓口を広げたほうがより普及につながるような気がするのですが、そこら辺はどのように考えますか。

エネルギー・資源振興課長

今回はモデル事業ということでこういったキロワット当たりの単価を設定しましたが、今回の検証をしながら、例えばもっと広げていくとか、国の単価に若干上乗せするとか、そういったところは今後検討していければと思っています。

松田豊臣委員（分科員）

是非ともよろしくお願いします。

鈴木真実委員（分科員）

この事業はモデル事業ですが、今後、例えば来年度の当初予算に計上するとか、何年間続けるとか、そういう予定はあるのでしょうか。

エネルギー・資源振興課長

今回の原油高騰対策、それからモデル事業という

目的としては今回の事業で終了になりますが、今回の事業を検証した上で、やはりもっと広げる必要があるなど、そういったことを総合的に検討しながら、来年度事業も考えていきたいと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

以前の一般質問（令和2年第2回定例会12月議会の一般質問のこと。）でカーボンニュートラル宣言をするべきではないかと質問したら、そのときはちょっとこの足を踏んでいましたが、秋田県も最近になって、4月にカーボンニュートラル宣言をしましたよね。是非このカーボンニュートラルに向けて、産業界ではほとんど普及していないというところを捉えて——事業の検証を経てなのでしょうけれども——進めていただければと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

この事業は、太陽光発電設備と蓄電池がペアになっています。太陽光発電をやる場合は蓄電池も一緒に設置するというのが普通だと思うのですが、これはそういうことですか。

エネルギー・資源振興課長

セットで導入していただけるのが望ましいと考えています。ただ、既に導入しているとか、そういった場合は単独の設置も柔軟に対応していきたいと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

今回の事業はかなり条件がいいと思うのですが、何かまだぴんとこないところがあるので、もう少し分かりやすく聞きたいと思っています。

まず、具体例として20キロワットで考えた場合ですが、蓄電池はどれくらいの容量が必要になりますか。

エネルギー・資源振興課長

蓄電池ですが、例えば非常用——停電時の非常用として使う場合、それから今回のように原油価格高騰のため、できるだけ太陽光からの発電で電気を賄って、なるべく系統（電力系統のこと。発電所で発電された電気を利用者に届けるための、発電・変電・送電・配電からなる一連の電力システム。）からの電気購入量を減らそうという場合があるかと思っています。

今回の場合は——蓄電池にもグリーンモードと言われるものがありますが——グリーンモードという、できるだけ太陽光発電による電力を自家消費しようと、そういう制御をするようなものを考えています。ですので、例えばですけれども、100キロワット程度の太陽光を……

佐藤賢一郎委員（分科員）

分かりやすく一番小さい20キロワットアワーで考えてください。蓄電池も同じ20キロワットアワーでいいでしょうか。

エネルギー・資源振興課長

恐らく10キロワットアワーぐらいで運用できると思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

そうしますと、出力20キロワットアワーの太陽光発電設備では、補助額が出力1キロワットアワー当たり10万円だから、200万円の補助金となりますよね。それから、蓄電池のほうは容量10キロワットアワーだと100万円の補助金になります。これをセットで導入した場合は300万円を補助金としてもらえる。これを整備するのにどのぐらいお金が掛かりますか。

エネルギー・資源振興課長

太陽光発電設備で1キロワットアワー当たり大体二十七、八万円ぐらいなので、20キロワットだとして、五百……

佐藤賢一郎委員（分科員）

そうすると、大体7割ぐらいを補助金で賄えるという感じなのですか。

エネルギー・資源振興課長

1キロワットアワー当たり28万円に対して補助が10万円なので、補助金で賄える分としては半分以下になります。

佐藤賢一郎委員（分科員）

設置した後は電気料金が当然安くなるわけで、安くなった費用でほとんどペイしてしまいますね。時間帯を少し長く考えれば、特に設備投資をしなくてもほとんどそれでペイしてしまう——そのぐらい条件が良ければ、「これは本当にいいチャンスだから是非付けよう。」という動きが出てくると思いますけれども、そんなものですか。

新エネルギー政策統括監

発電の状況が異なる、それから利用者によって電気の使い方も異なる、それが予想できる範囲から逸脱することもあり得るため、一般的に話すのは非常に難しいです。そういった点で、太陽光発電設備を蓄電池と一緒に使うのは望ましい使い方だと思います。

発電する能力に電気価格を掛けて、電気使用料金と比較したところで——出力1キロワットアワー当たり二十七、八万円という価格に対して助成金は10万円ですので、補助率は3分の1よりやや多い程度になっています。これが実際に、稼働率（稼働している時間の割合のこと。）と設備利用率（設備利用率のこと。）で見るとすぐにキャッシュバックできるかということ、それも条件によって異なってきます。今回の補助率で考えても5年から10年は掛かるかと思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

そのぐらいの厳しさはあるということですね。あ

まり安易に考えても具合が悪いですね。分かりました。その辺のトータルのことがなかなか見えなかったもので、ありがとうございます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時46分 休憩

午後 1時28分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	高橋武浩
副委員長（副会長）	鈴木真実
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	近藤健一郎
委員（分科員）	三浦茂人
委員（分科員）	石川ひとみ
委員（分科員）	松田豊臣

説明者

産業労働部長	佐藤徹
産業労働部次長	石川定人
産業労働部次長 （兼）産業技術センター副所長	斎藤耕治
新エネルギー政策統括監	阿部泰久
産業政策課長	仲村陽子
デジタルイノベーション戦略室長	大門英明
地域産業振興課長	齊藤大幸
輸送機産業振興室長	杉山重彰
産業集積課長	松井信光
商業貿易課長	佐藤裕之
雇用労働政策課長	高橋源悦
公営企業課長	小林栄幸
発電所建設室長	茂内孝

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、産業労働部関係の議案に関する審査を行います。

雇用労働政策課関係について質疑を行います。

何かございませんか。

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で産業労働部関係の議案に関する質疑を終了します。

産業労働部関係の請願はありませんので、次に、産業労働部関係の陳情等に関する審査を行います。

配付しております陳情等一覧表により、審査を行います。11ページとその裏面の12ページをお開きください。

陳情第5号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」を議題とします。

御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で産業労働部関係の陳情等に関する審査を終了します。

次に、産業労働部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

エネルギー・資源振興課長

【洋上風力発電の地域経済効果・地域への波及効果について提出資料により説明】

公営企業課長

【令和3年度公営企業の決算（営業収支）概況について提出資料により説明】

【秋田県営発電所における売電先の公募について提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を課ごとに行います。初めに、エネルギー・資源振興課長の説明に関する質疑を行います。

石川ひとみ委員（分科員）

洋上風力発電の地域経済効果・地域への波及効果についての資料ですが、雇用創出効果のところは何人とか、何万人とか、何千人とかとあり、米印の細かい文字のところ、「雇用創出効果は仕事の増加量（雇用者数を意味するものではない）」とあります。これはどういう捉え方をすればいいのでしょうか。

エネルギー・資源振興課長

これだけの人数の雇用が増えるというわけではなくて、これだけの受注をした場合にこれだけの人数の仕事量に相当するという捉え方をさせていただければと思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

そうすると、現在いる人数で、仕事量としてそのぐらいが増えるという捉え方なのか、その分相対的に仕事量が増えるので、多少の雇用の枠が増えるのか。両方だとは思いますが……。

エネルギー・資源振興課長

おっしゃるとおり、現在既に雇用されている従業員で対応することもあれば、いろいろな仕事をしていることも考えられるので、やはり雇用してある程度人数を増やして対応しようとすることもあります。そういった2つのケースが考えられると思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

単純に雇用が増えて喜ばしいと思う部分であったりするのですけれども、そういうふうに言われると、そんなに雇用が一気に増えるわけではなくて、現在従事している人数でこなす部分もあるのかと思ったり——要は、私たちからすると、洋上風力発電によって雇用形態——正社員がどのぐらい増えるかとか、そういうふうにすぐに思ってしまうのですが、直接そういうことではないということなのでしょうか。

エネルギー・資源振興課長

おっしゃるとおり、純増となるものではありません。

資料の1ページ目の右下にありますO&M（運転・保守）従事者数については、実際に雇用が増加するのではないかという見込みを立てています。

石川ひとみ委員（分科員）

運転・保守の従事者として550人強の雇用が実際に増えるのではないかということですが——賃金の向上について知事も話していますが、賃金に換算した形でいうと、この洋上風力発電が整備されることによって賃金としてはどのぐらい上がっていくと想定されるのでしょうか。

エネルギー・資源振興課長

賃金換算は難しい面があると思いますが——実際に県内企業が受注する金額としては、この資料の左側にあるような、例えば一般海域洋上風力発電の建設工事であれば1,100億円とか、そういった増え方をするものと思っています。こういった受注量の増加にはなるといったところです。全体では3,500億円の受注が増えるということで、これが賃金に反映されるものと期待しているところです。

石川ひとみ委員（分科員）

洋上風力発電が来ることによって経済効果、それから雇用も生むという文句で期待している部分であると思うので、比較する意味で何か少し分かりづらいと思ったものですから……。やはり具体的に、これがこういうことでこれだけの効果、というのが分かるようにならないとなかなか——では一体どのぐらいなのかという比較が難しいので、そういうのがあるのかと思って伺ったのですが……。

エネルギー・資源振興課長

確かに何千億円の受注といってもぴんとこない部分があるかとは思いますが、一般海域洋上風力発電の直接効果は県内企業の受注量2,500億円で

すが、例えばミルハス（あきた芸術劇場ミルハスのこと。）の総事業費が250億円であることを考えると、ミルハス10個分の仕事を県内企業が受注するといったことが言えると思っています。

石川ひとみ委員（分科員）

そういう言い方もできますが、全体的な話でしょうけれども、県内にどのぐらいでどうというのが分かりづらいので——効果についておっしゃっていますが——先のことでしょうけれども、なかなか——ではどのぐらいの効果と言われても、数字があまりにも大き過ぎるのか……。

実際に秋田県の人たちにとってどうなのだろうかというのがもう少し分かれば理解しやすいと思ったのですが、そこまで具体的なことはまだなかなか難しいということなのでしょうか。

新エネルギー政策統括監

この経済効果についてですが、直接効果についてはアンケート調査である程度把握することが可能です。その数字が、資料に記載しているそれぞれの洋上風力発電——港湾内の85億円、一般海域の1,100億円です。この数字と産業連関表を用いて試算した数値が、ここに記載している生産増加額と雇用創出効果になります。したがって、この数値は飽くまでも試算ですので、それを追跡して検証するというのはなかなか困難な作業だと思っています。

ここで少なくとも言えるのは、直接効果の数字を上げることによって、県内への直接、更には間接的な波及効果も増えていくということです。そういった県内受注を増やしていきましょうという目安として、これからの目標として、こういった計算をお示ししているものです。

石川ひとみ委員（分科員）

あまりにも数字が大き過ぎて、直接的になかなか把握——県民もこれに懸けているという夢も多分あると思うのですが、もう少し具体的に分かればと思って質問したところです。

質問を変えます。資料に人工魚礁とありますが、これは具体的にどういった形の人工魚礁になるのですか。

エネルギー・資源振興課長

風力発電設備そのものも魚礁効果はあると言われていますが、実際の漁場に効果があるような魚礁を発電事業者が地域共生策として設置していただけるような、そういった地域共生策をこれから一緒になって検討していこうといったイメージでして、まだどの場所にもどういった魚礁を想定してとか、そういったことまでには至っていない状況です。

石川ひとみ委員（分科員）

五島列島の洋上風力発電について、直接は見られ

なかったのですが、話を伺ったりしました。話によれば、浮体式の洋上風力発電設備は割と魚礁になりやすいということでしたが、海底に直接設置する着床式だとどうなのですか。浮体式のものと着床式のものとで魚礁の違いはないものなののでしょうか。

エネルギー・資源振興課長

五島列島のほうでは浮体式なのですが、スパーク式（円柱型の浮体形式のこと。）——茶柱のような形状のもので、秋田県の着床式もモノパイル（海底面に根入れする鋼管杭のこと。）でして、実際に海底についているかついていないかといったところはありませんが、風力発電設備としては似たような魚礁効果があるのではないかと考えています。

ただ、ここでお示ししている人工魚礁は風力発電設備とは別に設置するものです。海域の漁業の状況等を検討しながら、適切なものを設置していくことになるかと考えています。

石川ひとみ委員（分科員）

ただ、浮体式のほうが魚礁になりやすいということだとすれば、実際に海底に設置しておくことが海流の関係でどんなものなのか——そういうのも分かるのかと思って伺ったのですが、まだそこまでの直接的なものは……

新エネルギー政策統括監

地域への波及効果というこの資料ですが、これは洋上風力発電を進める上での近未来的な青写真としてお示ししています。したがって、漁業との共生についても、本格的な着床式洋上風車も——試験的なものはありますけれども——まだ国内にはありません。

その中で、実際に漁業関係の専門家を交えながら、それから現在一般海域の発電事業者として選ばれている事業者、更にはこれから選ばれるであろう事業者、こういった方々と将来の漁業について話し合いを行い、その方向性に基づいて漁業と共生できるような魚礁を作っていきますといった青写真を描いているものです。ですから、これからこういった作業を進めていくといった説明です。

石川ひとみ委員（分科員）

分かりました。漁業関係者にも影響のない、漁獲にも影響のないような形でできれば、それは一番いいでしょうし、先ほどの経済効果、雇用創出効果も、まだなかなか県民にも理解しづらいところがあると思うので、本当にもう少し——近未来型と言いますが、進めようとしているわけなので、データが分かり次第でも県民に公表していくように是非お願いしたいと思います。

新エネルギー政策統括監

委員のおっしゃるとおりで、我々も県民の方々に理解しやすい、分かりやすいように、これから工夫

をしながら、そういった情報提供をしながら洋上風力発電を進めていきたいと思えます。

三浦茂人委員（分科員）

資料1ページである洋上風力発電の地域経済効果の資料で、右上の「洋上風力産業の全体像とコスト構造」のところに「部品製造」、「建設工事」といろいろ記載されています。風力なので発電は分かるのですが、この中に蓄電とありますか、蓄電池というか、その要素が出てきません。2ページの地域への波及効果の資料の右下のほうには、「蓄電池を組み合わせた」とあり、災害を想定して蓄電池を生かすということが載っていますが、資料1ページの洋上風力産業の全体像の中に蓄電について出てこないのはどうかと思えます。

電気の一番の弱みはストックできないことですね。蓄電池もだんだん開発されていくと思いますが、やはり将来的な構想を見据えてということであれば、当然ここに蓄電をどうするかという根本的な課題も要素として加わってこないといけないのではないかと思いました。その点はいかがですか。

新エネルギー政策統括監

今回お示した、資料の2枚目の地域への波及効果については随時更新していきたいと思っていますので、これからはそういった点も加味して説明していきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

期待しています。

一方で、資料の地域への波及効果の右上、技術開発・実証事業のところに、「グリーン水素」だとか「アンモニア社会」とあり、水素等を製造するとありますよね。ドイツだったかと思いますが、風力発電で電気に余剰が生じたときに余剰電力で水素を作る装置を付けて、クリーンエネルギーで水素を作る取組をしていると聞いたことがあります。正にこういうところには蓄電と水素を作るという先進的な取組に向かっていく必要もあるのではないかと思いますが、その点はどうですか。

エネルギー・資源振興課長

おっしゃるとおりだと思っています。資料2ページの右側にグリーン水素、アンモニアの取組を記載していますが、左側の電力の地産地消のところには再生可能エネルギー由来の電力が供給される工業団地の整備——これはこれからマスタープランを作っていきます。そうすると、この工業団地の中には風力発電による電力をただ流せばいいというわけではありませんので、ここでやっぱり蓄電池だったり、水素だったり、そういった電力を貯蔵する仕組みで——それを企業が活用していくと、そういったマスタープランをこれから描いていきます。その中でこれからのそういった蓄電池、水素も含めた活用をお

示ししていればと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にしますが、これは新エネルギー政策統括監は分かるでしょうか、千代田化工（千代田化工建設株式会社のこと。）と連携協定を結んでいましたよね。あの協定はまだ生きていますでしょうか。あそこの会社もいろいろあったようですが、先進的な技術などを持っていて、今頑張っているのではないかと思います。その提携を生かした取組は、今は頓挫しているのでしょうか。

新エネルギー政策統括監

連携協定は5年後に見直すことにしていて、更には自動更新という契約を結んでいたのですが、それから先に進んだ取組はできていない状況にありました。

しかしながら今回、千代田化工の筆頭株主である三菱商事が洋上風力発電事業者として選定されました。三菱商事が地域に説明している地域貢献の説明資料の中には水素についてやはり言及しており、余剰電力を活用した水素等——そこには千代田化工と連携した事業もこれから想定されるのではないかと思います。

三浦茂人委員（分科員）

先見の明があったのではないかと思います。そういったところと提携して——洋上風力発電も本当に本格的になってきて、そういったものがここで集約されて、更にいい方向に向かっていけるのではないかと思います。千代田化工も含めて総動員して、風力発電に取り組んでいただければと思います。

委員長（会長）

ほかにございませつか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、公営企業課長の説明に関する質疑を行います。

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、その他の所管事項に関する質疑を各課室一括して行います。

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で産業労働部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、6月20日予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託議案について討論・採決を行います。

散会します。

午後 2時 5分 散会

令和4年6月20日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第113号

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例案（討論・採決）

（原案を可とすべきもの）

2 所管事項調査の継続

（継続決定）

本日の出席状況

出席委員

委員長	高橋武浩
副委員長	鈴木真実
委員	佐藤賢一郎
委員	近藤健一郎
委員	三浦茂人
委員	石川ひとみ
委員	松田豊臣

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	保坂小春
観光文化スポーツ部観光戦略課	
	木村裕介
産業労働部産業政策課	木村高志

会議の概要

午後 1時33分 開議

出席委員

委員長	高橋武浩
副委員長	鈴木真実
委員	佐藤賢一郎
委員	近藤健一郎
委員	三浦茂人
委員	石川ひとみ
委員	松田豊臣

説明者

観光文化スポーツ部長	石黒道人
観光文化スポーツ部次長	
	岡部研一
観光文化スポーツ部次長	
	菅生淑子
食品産業振興統括監	
（兼）総合食品研究センター所長	
	柴田靖
インバウンド推進統括監	
	益子和秀
観光文化スポーツ部参事	

（兼）観光振興課長	佐々木 一生
観光戦略課長	佐々木 重夫
産業労働部長	佐藤 徹
産業労働部次長	石川 定人
産業労働部次長	
（兼）産業技術センター副所長	
	斉藤 耕治
新エネルギー政策統括監	
	阿部 泰久
産業政策課長	仲村 陽子

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について討論・採決を行います。議案第113号を議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。議案第113号は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。議案第113号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することに決定されました。この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後 1時34分 閉会